

令和元年度 文化庁日本語教育大会 京都大会

見せましょう! 日本語教師の底力

広がる日本語教育と
人材の活躍の場

2019年(令和元年)

10/12 土 10/13 日

主催 文化庁
大会運営 株式会社文化科学研究所

目 次

プログラム 2

大会 1 日目

日本語教育に関する外国人施策等について 7

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明 41

空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 45

～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～

パネルディスカッション 51

最近よく聞く CEFR って、何のこと？～日本語教育における活用を考える～

大会 2 日目

日本語教育人材のキャリアパス 69

～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！～

文化庁日本語教育事業 パネル展 79

IT・通信による日本語教育 81

～ちょっとのぞいて触ってみよう！～

日本語教育テーマ別実践報告会 83

第1分科会 日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは 84

～その資質・能力、教育内容から考える～

第2分科会 「やさしい日本語」で発信！ 92

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える

日本語教育人材にできること～

第3分科会 地域日本語教育が持つべき関連分野の視座 100

～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

テーマ別実践報告会報告・総括 105

文化庁の日本語教育の主な取組 107

会場案内 111

○ プログラム

テーマ：見せましょう！日本語教師の底力～広がる日本語教育と人材の活躍の場～

〔趣 旨〕

昨今、改正入管法の施行や「外国人材受入れのための総合的対応策」の公表、さらには「日本語教育の推進に関する法律」の成立などの新たな動きが矢継ぎ早に進み、日本語教育関係者にとって大きな変化が訪れている。これらを受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、日本語教育能力の判定および標準についての議論が進められ、日本語教育も新たな展開を迎えようとしている。

このような状況を踏まえ、1日目には、各省庁による日本語教育に関連する施策の説明を行うとともに、現在議論が進められている日本語教育の標準についてパネルディスカッションを実施する。

2日目には、これから日本語教育分野で働くことを目指す人が、様々な日本語教育の分野で活躍している先輩から直接話を聞く場を設けるとともに、様々な文化庁事業の実施団体から日本語教育人材養成・研修や地域日本語教育に関する報告を行う。併せて、日本語教育において関心が高いテーマについて実践報告を行い、現場での課題解決に向けた情報共有を行う。

◎日 時：1日目 令和元年10月12日（土）13：00～17：00

2日目 令和元年10月13日（日）10：00～16：30

◎会 場：1日目 京都工芸繊維大学3号館 3階講義室

2日目 京都工芸繊維大学3号館 1～3階講義室

1日目

〔会場：京都工芸繊維大学3号館 3階0331講義室〕

13：00 開催挨拶（文化庁）

13：10～14：15 日本語教育に関連する外国人施策等について

→P 7

○登壇者による説明

- ・文化庁 : 高橋 憲一郎（国語課長）
- ・出入国在留管理庁 : 松井 昌平（政策課外国人施策推進室外国人施策総括係長）
- ・文部科学省 : 小林 美陽（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
外国人児童生徒教育専門官）
- ・厚生労働省 : 渡邊 智之（職業安定局外国人雇用対策課課長補佐）

○資料収録のみ

- ・総務省
- ・外務省

14:15~14:35 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明

→P 4 1

○説明者

野田 尚史 (国立国語研究所, 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 副主査)

14:35~14:50 休憩 (15分)

14:50~15:20 空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割

~徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から~ →P 4 5

○登壇者

野水 祥子 (公益財団法人 徳島県国際交流協会)

西岡 進 (つるぎ町教育委員会)

西原 鈴子 (特定非営利法人 日本語教育研究所)

15:20~17:00 パネルディスカッション

→P 5 1

○テーマ: 最近よく聞く CEFR って, 何のこと? ~日本語教育における活用を考える~

○ファシリテーター: 松岡 洋子 (岩手大学)

○パネリスト: 西山 教行 (京都大学)

築島 史恵 (独立行政法人 国際交流基金 日本語国際センター)

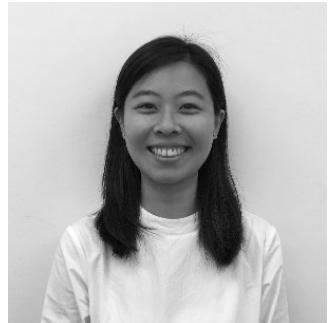
伊東 祐郎 (国際教養大学 専門職大学院)

○司会

洪 韶圻(コウ ショウキ)

(学校法人瓜生山学園 京都文化日本語学校)

私は去年台湾から来て、ちょうど一年過ごしました。今も来日当初の日本語を勉強したい心を忘れずに、頑張っています。今は大学院博士課程で美術史を研究しようと、一生懸命日本語を勉強しています。将来は台湾と日本の友好をつなぐ架け橋になりたいと思います。



ガリード ジョン ラファエル アリント

(学校法人瓜生山学園 京都文化日本語学校)

フィリピンのマニラ出身で、2018年4月に来日しました。将来、フィリピンで日本語教師になることを目指し、1年半、京都文化日本語学校で日本語を勉強しています。日本で学んだ経験を生かし、日本文化を広く世界へ発信するお手伝いができたらしいなと考えています。



2日目**[会場：京都工芸繊維大学3号館 1～3階講義室]****10:00～12:00****①「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」**

(京都工芸繊維大学3号館 1階0311講義室) → P 69

②文化庁日本語教育事業 パネル展

(日本語教育人材養成・研修カリキュラム開発事業、地域日本語教育実践プログラム、地域日本語教育スタートアッププログラム) (京都工芸繊維大学3号館 2階0323講義室) → P 79

12:00～13:00 文化庁日本語教育事業説明会

○日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業 (1階0312講義室)

説明者：文化庁国語課事業担当

○地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 (2階0321講義室)

説明者：文化庁国語課事業担当

12:00～13:30 「IT・通信による日本語教育～ちょっとのぞいて触ってみよう！～」

(京都工芸繊維大学3号館 2階0322講義室) → P 81

13:30～15:30 日本語教育テーマ別実践報告会

→ P 83

第1分科会 (京都工芸繊維大学3号館 2階0321講義室)

日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは

～その資質・能力、教育内容から考える～

講 師：古川 智樹 (関西大学)

登壇者：大石 寧子 (一般財団法人 日本国際協力センター (JICE))

長崎 清美 (特定非営利活動法人 日本語教育研究所)

新山 忠和 (一般社団法人 応用日本語教育協会)

第2分科会 (京都工芸繊維大学3号館 3階0331講義室)

「やさしい日本語」で発信！

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

講 師：土井 佳彦 (特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海)

登壇者：水野 義道 (京都工芸繊維大学名誉教授)

栗又 由利子 (株式会社 きぼう国際外語学院)

岩田 一成 (聖心女子大学)

ハッカライネン・ニーナ (外国人女性の会パルヨン)

第3分科会 (京都工芸繊維大学3号館 1階0312講義室)

地域日本語教育が持つべき関連分野の視座

～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

講 師：菊池 哲佳 (一般社団法人 多文化社会専門職機構)

登壇者：麻田 友子 (特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会)

門 美由紀 (元公益社団法人 埼玉県社会福祉士会)

岩田 久美 (特定非営利活動法人 国際活動市民中心 (CINGA))

15:30～15:45 休憩 (15分)**15:45～16:30 テーマ別実践報告会報告・総括**

(京都工芸繊維大学3号館 3階0331講義室) → P 105

見せましょう！日本語教師の底力 広がる日本語教育と人材の活躍の場

 JAPANESE
LANGUAGE
EDUCATION

日 時

2019年(令和元年)

10/12 土

13:00-17:00

10/13 日

10:00-16:30

会 場

京都工芸繊維大学
松ヶ崎キャンパス 3号館
▶ 京都市左京区松ヶ崎橋上町
(最寄駅 地下鉄烏丸線「松ヶ崎」)

参 加 費

無料

対 象

外国人に対する
日本語教育に関心のある方

参加申込

1日目：申込不要

2日目：一部 要事前申込み

プログラム
1日目 10月12日(土) 13:00～17:00

13:00～13:10	開催挨拶(文化庁)
13:10～14:15	日本語教育に関連する外国人施策等について(関係省庁)
14:15～14:35	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明
14:35～14:50	休憩
14:50～15:20	空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 ～日本語教室空白地域解消推進の取組から～
15:20～17:00	パネルディスカッション 最近よく聞くCEFRって、何のこと？～日本語教育における活用を考える～

2日目 10月13日(日) 10:00～16:30

10:00～12:00	①「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」 (※要事前申込み(前日のプログラム終了後、会場で申込みを受付。 残席がある場合は当日9:30からも予約可。))
	②文化庁日本語教育事業 パネル展 (日本語教育人材養成・研修カリキュラム開発等事業、地域日本語教育実践プログラム、 地域日本語教育スタートアッププログラム)
12:00～13:30	文化庁日本語教育事業 説明会(12:00～13:00) 「IT・通信による日本語教育～ちょっとのぞいて触ってみよう！～」(12:00～13:30)
13:30～15:30	日本語教育テーマ別実践報告会 (※要事前申込み(文化庁「日本語教育大会」ページを御確認ください。))
	【第1分科会】日本語教師・初任【就労】に対する日本語教育の専門性とは ～その資質・能力、教育内容から考える～ 【第2分科会】「やさしい日本語」で教室から発信！ ～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える、 日本語教育人材にできること～
	【第3分科会】地域日本語教育が持つべき関連分野の視座 ～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～
15:30～15:45	休憩
15:45～16:30	テーマ別実践報告会報告・総括

申込方法、発表者等の詳細は、下記文化庁「日本語教育大会」ページを御確認ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/

主 催：文化庁

担 当：文化庁 国語課

お問合せ：株式会社文化科学研究所(大会運営担当)

電話：03-5354-6182(9時30分～18時15分) メール：ifa-nihongo@ifa.co.jp



◆文化庁「日本語教育大会」ページ

 2日目「日本語教育テーマ別
実践報告会」の事前申込みは
こちら

＜1日目＞

日本語教育に関する
外国人施策等について

日 時：令和元年10月12日（土）

13：10～14：15

場 所：京都工芸纖維大学3号館

3階 0331講義室



令和元年度
日本語教育大会 京都大会

文化庁における日本語教育施策

Japanese Language Education

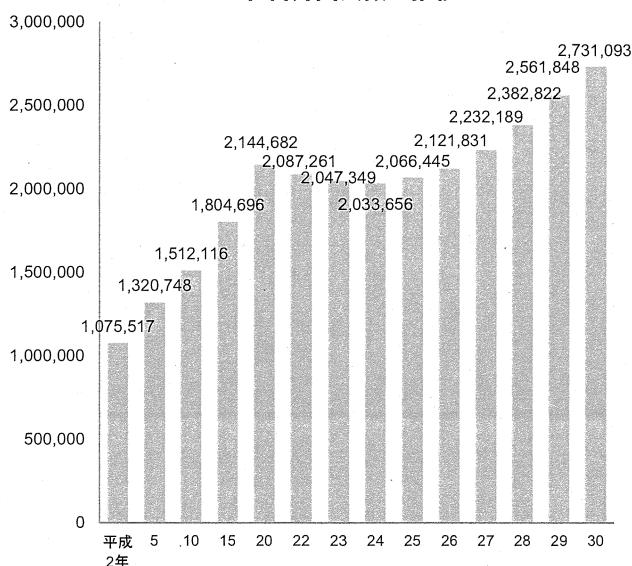
令和元年10月12日(土)

文化庁国語課長
高橋 憲一郎

国内の日本語学習者数等の推移

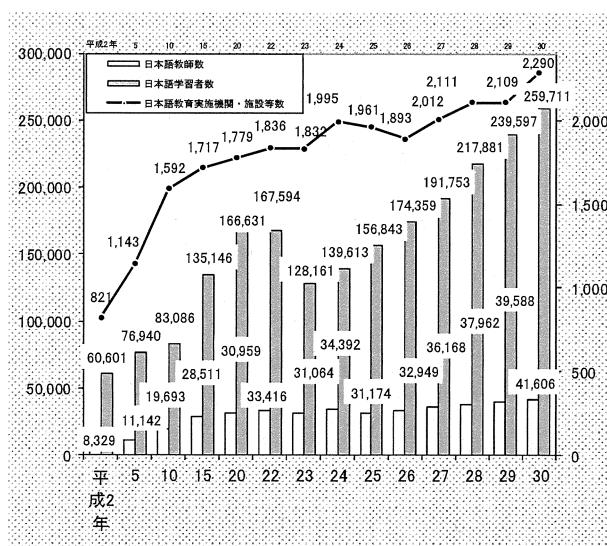
- 平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。
いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移



※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

外国人に対する日本語教育の推進

(前年度予算額 804百万円)
令和2年度要求額 966百万円

現状

【データ】

- 在留外国人人数
平成2年約108万人→平成30年約273万人（平成30年12月現在）
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→平成30年約26万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人人数 約45万人（平成29年現在）
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→平成30年末708機関

「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**
- ③「言語のためのヨーロッパ共通参考枠（CEFR）」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**
- ④**日本語教師のスキルを証明する資格制度の検討**

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行（令和元年6月28日）

日本語教育施策
新たなフェーズ

総合的対応策の
早期実行・展開

全国的な環境
整備
人材確保
質の向上

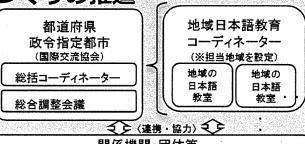
空白地域支援
国の方針策定・
地方公共団体へ基本的な方針のモデル提示

（1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

要求額 498百万円（前年度予算額 497百万円）

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



（連携・協力）

②日本語教室空白地域解消の推進等

要求額 156百万円（前年度予算額 140百万円）

○日本語教室の開設されていない市區町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としてアドバイザーを派遣する。

○インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。

→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）、R2に4言語（インドネシア語、フィリピノ語、ネパール語、カンボジア語）、R3に4言語（タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語）を開発予定
(外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

③日本語教育の先進的取組に対する支援等

要求額 90百万円（前年度予算額 90百万円）

○NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

（地域の日本語教室の例）



（2）日本語教育の質の向上等

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

要求額 198百万円（前年度予算額 63百万円）

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

・日本語教師養成カリキュラム

・現職者研修カリキュラム

日本語教師（初任）…生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外

日本語教師（中堅）

日本語教育コーディネーター…地域日本語教育コーディネーター、主任教員

学習支援者（いわゆるボランティア）

○日本語教師のスキルを証明する資格制度のための調査研究
→審議会で検討中の日本語教育の資格（更新講習等）に関する調査研究を行う。

②日本語教育のための基礎的取組の充実

要求額 7百万円（前年度予算額 6百万円）

○日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用する。

○日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

③日本語教育に関する調査及び研究

要求額 17百万円（前年度予算額 8百万円）

○日本語教育の標準等に関する調査研究

→日本語教育の標準の一次報告（令和元年度末とりまとめ予定）と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行なうための調査研究等を行う。

2



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（平成19年7月設置）では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「**基本的な考え方**」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

平成26年5月から。

論点7「日本語教育のボランティアについて」

論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」

審議を行い、

平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ。

平成28年5月から。

論点6「日本語教育の養成・研修について」

平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ。

平成31年3月4日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」を取りまとめ。

今期の審議予定

論点5「日本語教育の資格について」

引き続き、検討を行なっている。

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」

検討を行なっている。

3

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる。このことから、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援する。これらの取組を通じ、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

- «令和元年度実績» 採択件数: 8件
 (主な目的)
 ○ 都道府県・政令指定都市が、**地域の日本語教育の実態や課題等を把握**
 ○ 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な**計画策定**を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○**地域の実態調査**

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○**実施計画策定**

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

○採択件数: 30件程度 (1年間)

○補助率: 2分の1

○補助額: 1件当たり450万円程度を想定

○対象

都道府県・政令指定都市
(地域国際化協会を含む)



優良事例等の成果を
全国に普及

日本語教育体制の
確立

プログラムB

«令和元年度実績» 採択件数: 8件

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○**総合的な体制づくりのための取組への補助**

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域日本語教育を活発化するような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

○**優良事例等の普及**

国は、優良事例について、都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議やポータルサイト（日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS））等を通じて、その普及を図る。

○採択件数: 17件程度

○補助率: 2分の1

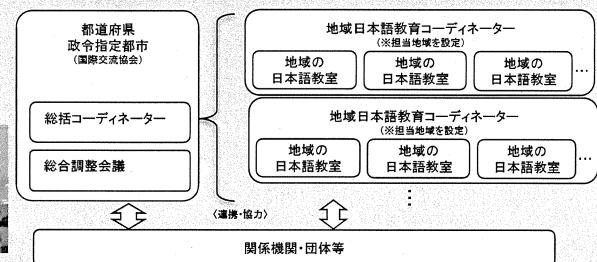
○補助額:

1件当たり1900万円程度を想定

○対象 都道府県・政令指定都市
(地域国際化協会を含む)



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

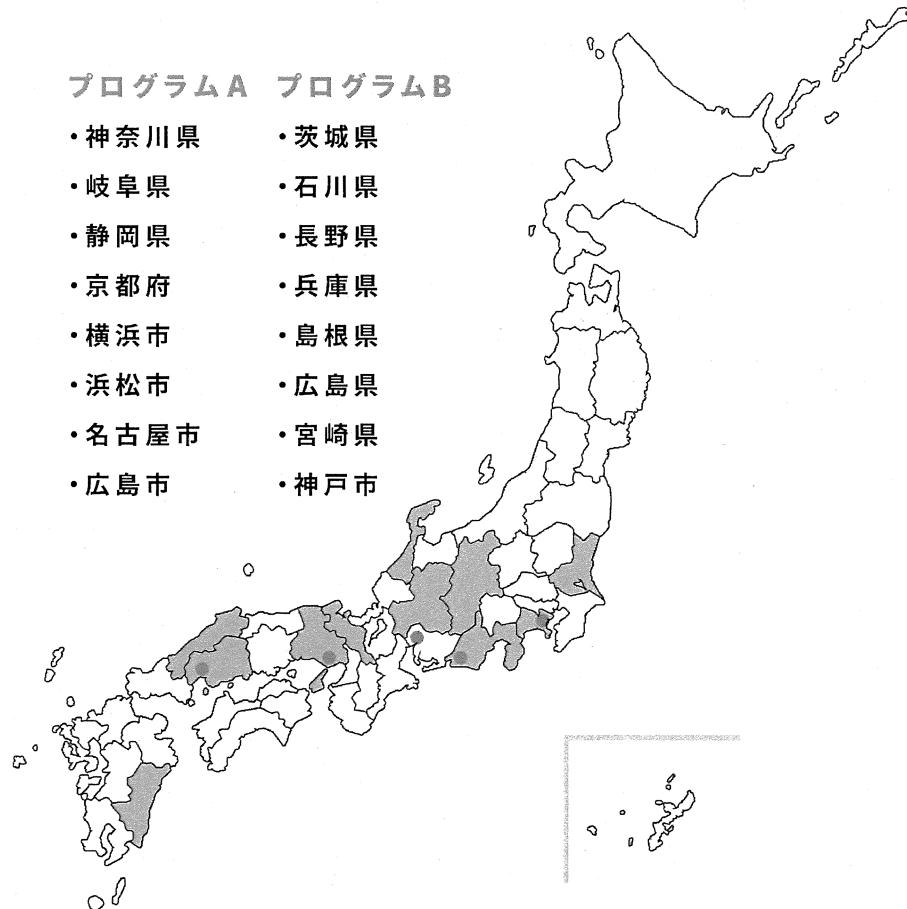


日本語学習機会の
確保

4

プログラムA プログラムB

- ・神奈川県
- ・茨城県
- ・岐阜県
- ・石川県
- ・静岡県
- ・長野県
- ・京都府
- ・兵庫県
- ・横浜市
- ・島根県
- ・浜松市
- ・広島県
- ・名古屋市
- ・宮崎県
- ・広島市
- ・神戸市



5

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(前年度予算額 46百万円)
令和2年度要求額 46百万円

背景・
課題
外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要がある

- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和元年6月18日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 規制改革実施計画 ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21閣議決定）

地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。

『令和元年度委託実績』・採択件数：プログラム（A）13件 プログラム（B）8件
・受託団体：地方公共団体、NPO法人、公益法人、大学等
・採択金額：約200百万円/件

プログラム（A）

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム（B）

地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

- 標準的なカリキュラム案
- 教材例集
- 活用のためのガイドブック
- 日本語能力評価について
- 日本語指導力評価について

地域日本語教育 コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。（定員20名）

日本での生活に必要な日本語を習得
外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲 6

実施団体による取組事例（平成30年度）

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

○愛知県「地域における初期日本語教室実施事業

～地域の日本語教室と連携した初期日本語教育の愛知モデル（あいち初期日本語教育プログラム）の構築に向けて～

- ・日本語教育専門家による初期日本語教育の体制を整備し、地域日本語教室への参加の動機付けを高めることで外国人県民を地域社会の一員として社会から排除されないための社会インフラの整備を目指すとともに、日本語教育専門家と市民が連携した日本語教室を実施。

○公益財団法人大垣国際交流協会

「地域日本語力はぐくみ事業～外国人から支援ボランティアまで～」

- ・日本語が話せない外国人を対象に日本語や地域生活のルールを習得する「日本語教室」の開催、日本語学習をサポートできる人材の育成のための「日本語指導のボランティア講座」の実施、生活情報・行政情報を盛り込んだ日本語学習教材を作成。

●地域日本語教育実践プログラムB

○公益財団法人福島県国際交流協会

「ふくしま地域連携型日本語学習総合推進事業」

- ・外国人住民が散在している状況を鑑み、空白地域（西郷村）を含んだ日本語学習支援の体制整備を通じて、外国人住民が日常生活をする上で必要かつすぐに使える実用的な日本語能力を習得できる環境づくりに取り組んだ。

○大阪市教育委員会

「日本語学習を通した学習者の生活課題等に対応する学びの場の体制づくり」事業

- ・日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し、学習機会を提供するとともに、学習・教室運営に関わる人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図った。

○特定非営利活動法人可児市国際交流協会

「地域多文化共生人材育成事業」

- ・地域で暮らす外国人に必要な日本語の会話や読み書きの習得を支援するとともに、地域の様々な文化を習得する機会を日本語教育の拠点として整備した。また近隣の空白地域である坂祝町に対して支援を行い、日本語教室の立ち上げを目指した。

※令和元年度の実施団体は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞ 13団体実施

- 愛知県 ○坂祝町 ○公益財団法人千葉市国際交流協会 ○特定非営利活動法人可児市国際交流協会

＜実践プログラムB＞ 8団体実施

- 高岡市 ○大阪市教育委員会 ○高岡市 ○静岡県ベトナム人協会 ○社会福祉法人さぼうとにじゅういち ○学習院大学 等

※事業報告書は、文化庁ウェブサイトの「生活者としての外国人」のための日本語教育事業のページを御覧ください。（平成30年度分掲載終了）。

地域日本語教育コーディネーター研修

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催しています。



2. 研修の対象者

- (i) 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わる方
- (ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる方

かつ、以下の条件を満たす方

日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年以上）を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。

8

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 (前年度予算額 140百万円) 令和2年度要求額 156百万円

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。

これらの取組を通して日本語学習環境の格差は正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年1月25日関係閣僚会議決定） ●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月18日関係閣僚会議決定） ●経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

(前年度予算額 36.7百万円)
令和2年度要求額 36.7百万円
《令和元年度採択実績》
・件数: 19件・対象: 地方公共団体等

アドバイザー派遣のイメージ

- 専門家チームによる3年サポート
- 指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援
- カリキュラム・教材の開発に対する支援
- 教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

空白地域解消推進協議会

アドバイザーへの謝金・旅費等（約200万円/件）を委託管理団体を通じて支払

(前年度予算額 2.7百万円)
2年度予算額 2.7百万円

【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等（定員45名）

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



日本語学習教材の開発・活用

(前年度予算額 100.6百万円)
令和2年度要求額 116.6百万円

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発
前年度に開発した6言語に加え、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語の4言語を開発・提供

日本語学習コンテンツ

登録

NEWS

（日本語教育コンテンツ共有システム）

インターネット

教室に通えない日本語学習者



ICT教材の活用方法のセミナー開催（10か所）



必要に応じてサポート

期待される効果

○地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、外国人が孤立することが少なくなる

○地域住民（日本人・外国人）の地域社会への参画が増える

○地域住民が活躍、外国人の受け入れが円滑になる

○地域が活性化する

9

令和元年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 実施団体

全19団体



10

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラム開発・活用事業 (前年度予算額 63百万円) 令和2年度要求額 198百万円

背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）・「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図るとともに、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用が必要。
- 文化審議会国語分科会において、日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討を行っており、今年度、資格の制度設計の枠組みを取りまとめる予定。

主な概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」の普及を図るため、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の国立大学等において設置が困難な専門科目について放送・通信による授業を開発する。（④）
- 日本語教師の資格制度の創設に向けて、審議会報告のとりまとめ後に必要となる調査研究を行う。（⑤）
- 成長戦略2019 ●規制改革実施計画（左記、いずれも令和元年6月21日閣議決定） ●外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議）
- 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月21日閣議閣僚会議）

①日本語教師の養成カリキュラム開発

- 養成カリキュラム開発
- 大学・日本語教育機関等に委託（大学・主専攻・副専攻、日本語教師の養成）



②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

研修カリキュラム開発

- 大学・日本語教育機関等に委託（生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者）



③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

【課題】

- ・日本語教育人材の絶対数の不足
- ・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

●開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施

- ・人材確保が堅実の課題である7分野で実施（①生活者としての外国人・②留学生・③就労者・④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者）
- ・全国6ブロックで、開発した各分野の優良モデルの研修を実施
- ・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
- ・OJTによる研修担当者の育成
- ⇒全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発する（日本語音韻・音声他）

⑤日本語教師の資格に関する調査研究（教育実習、更新講習）

本事業を通じて、日本語教育人材の質の向上、日本語教育人材の確保、日本語教育機関の教育水準の向上を図る

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

＜令和元年度開催地＞

- 東京（9月7日、8日）
- 京都（10月12日、13日）

都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

地方公共団体の日本語教育担当者を対象に、地域の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。



都道府県政令指定都市 日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、複数のブロックに分けて開催しています。

12

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト（日本語教育） http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
 - ・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
 - ・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

＜取組の報告＞

- ・各地の取組の報告を掲載しています。

＜地域日本語教育コーディネーター研修＞

- ・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。（8月1日締切）

- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
- 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業
- 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラム開発・活用事業
- 講演・説明について
 - ・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

＜文化庁国語課＞電話：03-5253-4111（内線2644, 4464） 担当：増田、北村、松井

13

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十二条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

**令和元年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
実施団体(16団体)**

<プログラムA>

補助事業者名	代表者職名・氏名	事業名
神奈川県	知事 黒岩 祐治	かながわの日本語教育体制整備事業
岐阜県	知事 古田 肇	日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
静岡県	知事 川勝 平太	静岡県における地域日本語教育の総合的な推進計画策定
京都府	知事 西脇 隆俊	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
横浜市	市長 林 文子	日本語教育に係る地域の実態調査、及び推進計画策定
浜松市	市長 鈴木 康友	浜松市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
名古屋市	市長 河村 たかし	地域日本語教育体制づくりのための実態調査および実施計画策定
広島市	市長 松井 一實	広島市における外国人市民の日本語能力向上支援事業

<プログラムB>

補助事業者名	代表者職名・氏名	事業名
茨城県	知事 大井川 和彦	外国人材活躍促進事業
石川県	知事 谷本 正憲	石川県における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
長野県	知事 阿部 守一	長野県における日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業
兵庫県	知事 井戸 敏三	兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
島根県	知事 丸山 達也	しまね多文化共生推進事業(日本語学習支援)
広島県	知事 湯崎 英彦	日本語教育を核とした多文化共生の地域づくり支援事業
宮崎県	知事 河野 俊嗣	宮崎県における地域日本語教育体制整備事業
神戸市	市長 久元 喜造	神戸市における地域日本語教育体制整備事業

令和元年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム
実施団体(21団体)

<プログラムA>

都道府県	実施機関名	代表者職名	代表者氏名
福島県	蓬莱日本語教室	代表	日下部 喜美子
埼玉県	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝
千葉県	公益財団法人千葉市国際交流協会	理事長	金綱 一男
東京都	公益財団法人新宿未来創造財団	事務局長	小柳 俊彦
東京都	特定非営利活動法人PEACE	理事長	マリップ・センブ
岐阜県	特定非営利活動法人可児市国際交流協会	理事長	渡邊 孝夫
岐阜県	坂祝町	町長	南山 宗之
静岡県	特定非営利活動法人フィリピンナガイサ	理事長	中村 グレイス
静岡県	一般社団法人磐田国際交流協会	会長	高塚 勝久
愛知県	愛知県	知事	大村 秀章
大阪府	大阪府教育委員会	教育長	酒井 隆行
大阪府	一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎
大阪府	公益財団法人吹田市国際交流協会	理事長	小松 陽一郎

<プログラムB>

都道府県	実施機関名	代表者職名	代表者氏名
東京都	社会福祉法人さぼうとにじゅういち	理事長	吹浦 忠正
東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	理事長	永坂 哲
東京都	学習院大学	学長	井上 寿一
富山県	高岡市	市長	高橋 正樹
岐阜県	公益財団法人大垣国際交流協会	理事長	日比 利雄
静岡県	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明
大阪府	大阪市教育委員会	教育長	山本 晋次
兵庫県	特定非営利活動法人ほんご豊岡あいうえお	理事長	河本 美代子

令和元年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白
 地域解消推進事業～地域日本語教育スタートアッププログラム～
 実施団体(19団体)

都道府県	市区町村・団体名
岩手県	宮古市国際交流協会
長野県	豊丘村教育委員会
石川県	中能登町教育委員会
京都府	福知山市
徳島県	つるぎ町教育委員会
佐賀県	嬉野市
佐賀県	基山町
滋賀県	甲賀市
滋賀県	高島市国際協会
京都府	舞鶴市
鳥取県	境港市
佐賀県	佐賀県
千葉県	銚子市国際交流協会
山口県	山陽小野田市国際交流協会
愛媛県	宇和島市
佐賀県	神埼市
佐賀県	みやき町
熊本県	八代市
宮崎県	小林市

令和元年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業
実施団体(27団体)

	事業区分	実施機関名	代表者 職名	代表者 氏名	採択 状況
日本語教師の養成カリキュラム開発					
1	大学における日本語教師養成課程(主専攻) 45単位以上	学校法人 四国大学	理事長	佐藤 一郎	新規
2		関西大学	学長	芝井 敬司	継続
3		京都女子大学	京都女子学園 理事長	芝原 玄記	新規
4	大学における日本語教師養成コース(副専攻) 26単位以上	国立大学法人 大阪教育大学	学長	栗林 澄夫	新規
5		学校法人 日本大学	理事長	田中 英壽	新規
6	民間等における日本語教師養成研修 (420単位時間以上)	株式会社 インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗	継続
7		株式会社 SJI	理事長	吉岡 正毅	新規
日本語教育人材の研修カリキュラム開発					
8	「生活者としての外国人」に対する日本語教師 【初任】研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	代表理事	堀 永乃	継続
9		株式会社 インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗	継続
10		一般財団法人 日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎	継続
11	留学生に対する日本語教師【初任】研修	ヒューマンアカデミー株式会社	代表取締役	川上 輝之	継続
12		一般社団法人 全国日本語教師養成協議会	代表理事	吉岡 正毅	新規
13	児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修	一般社団法人 ふくしま多言語フォーラム	代表理事	中川 祐治	新規
14		一般財団法人 日本国際協力センター	理事長	山野 幸子	新規
15	就労者に対する日本語教師【初任】研修	特定非営利活動法人 日本語教育研究所	理事長	西原 鈴子	新規
16		一般社団法人 応用日本語教育協会	代表理事	吉岡 正毅	新規
17		株式会社 link design lab	代表取締役	長尾 晴香	新規
18		公益社団法人 国際日本語普及協会	理事長	関口 明子	新規
19	難民等に対する日本語教師【初任】研修	社会福祉法人 さぽうとにじゅういち	理事長	吹浦 忠正	新規
20		公益社団法人 日本語教育学会	会長	石井 恵理子	継続
21		一般社団法人 全日本学校法人日本語教育協議会	代表理事	長沼 一彦	継続
22	日本語教師【中堅】に対する研修	学校法人 長沼スクール	理事長	長沼 一彦	新規
23		学校法人 桜美林学園 桜美林大学	理事長	佐藤 東洋士	新規
24		学校法人 神戸学園	理事長	薄惠萍	新規
25	日本語教育コーディネーター(主任教員)に対する研修	一般財団法人 日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎	継続
26	日本語学習支援者に対する研修	特定非営利活動法人 国際活動市民中心	代表理事	黒澤 玉夫	継続
27		長野県	知事	阿部 守一	継続

外国人材の受入れ・共生のための

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援

- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

】【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応

- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)

- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け

- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実

- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費

総合的対応策（概要）

新たな在留資格を創設（平成31年4月施行）

の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

総額211億円（注）

（4）外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

（5）留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

（6）適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

（7）社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

（1）悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

（2）海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

（1）在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行

（2）在留管理体制の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

（3）不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

交付金131億円の内数（留学生の就職等支援関連）、人材開発支援助成金571億円の内数（地域での安定就労支援関連）、不法滞在者対策等157億円等がある。

共生社会実現に向けた取組



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

平成30年12月25日
外国人材の受け入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額211億円(注)

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(概要)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
→外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

○「国民の声」を聞く会議において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

○全ての人が互いの人の権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設

(「多文化共生総合相談コンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備) [20億円]

○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」の作成・普及

○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 [8億円] と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

○ 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と

共生社会の実現を図るために地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援

○ 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

○ 電話通話や多言語相談システムの利用促進・マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により

全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備

○ 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内専用の多言語化の支援

② 災害発生時の情報収集・支援等の充実

○ 気象庁HP・Jアラートの国民保護情報等を発信するブッシュ型情報発信アリ Safety tips 等を通じた防災・

気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報・警告音等)

○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報データーベースの構築

③ 交通安全対策・事業・事故・消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応

○ 「110番」や事件・事故における多言語対応

○ 消費生活センター(「188番」)、法テラス・人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための相談窓口・支援

○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)

○ 外国人を含む住宅確保型賃貸者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・還済サービスの利便性の向上

○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備・多言語対応の推進、ガイドラインの整備

○ 携帯電話等の多言語化の実現

(3) 日本語コミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援・日本語教室空白地域の解消支援等) [6億円]

○ 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供・放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)

○ 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参考枠))

○ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正化管理

○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)

○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け

○ 日本語教育機関に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実

○ 日本語教育機関に関する情報交換機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人見習生等の教育等の充実

○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援 [3億円]

○ 地方公共団体が行う外国人見習生等への支援体制整備(ICT活用・多様な主体との連携)

○ 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)

○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就労機会の確保 [1億円]

(5) 留学生の就職等の支援

○ 大卒者・クリエイターバンク分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等

○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化

○ 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 [6億円]

○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奖学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円]

○ 業務に必要な日本語能カレルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進

○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の整備

○ 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応 [8言語対応]

○ 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

○ ハローワークにおける多言語対応の推進 (11言語対応) と地域における再就職支援

○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応・職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

○ 医療保険の適正な利用の確保(被扶養者認定における原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)

○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

(1) 資質な仲介事業者等の排除

○ 二国間の政府間文書の作成 (9か国) とこれに基づく情報共有の実施

○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

による悪質な仲介事業者等(ブローカー等)の排除の徹底と入国審査基準の厳格化

○ 惡質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における生活・就労のための情報提供等

○ 日本における生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT (Computer Based Testing) により厳正に実施 (9か国)

○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)

○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始 [12億円]

○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行

(2) 在留管理制度の強化

○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握

○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築・公的統計の充実・活用

○ 入出国在留管理制度の削減に伴う出入国及び在留管理制度の強化 [18億円]

(3) 不法滞在者への対応強化

○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底 [5億円]

○ 技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画

認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の悉皆調査・対応

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の指算額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(仮)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就学等支援開発)、人材開発支援費571億円の内数(地域での安定就労支援開発)、不法滞在者対策等157億円等がある。

外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進
(特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援 (建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施 (新規)、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受け入れ支援 (新規))
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討 (新規)

- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受け入れ施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

共生社会実現のための受け入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「外国人共生センター(仮称)」の設置 (新規)
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受け入れ環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用 (新規)
- 医療費不払等の経験のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請 (新規)

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備 (パンフレット作成等)、帰国時の口座解約の要請、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知 (新規)
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握 (新規)、地方公共団体と連携した就学促進
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化 (14か国語) 等による安全衛生教育の推進

留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受け入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等 (新規)
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受け入れを認めない仕組みの構築 (新規)

- 外国人技能実習機構の実地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑止 (新規)

留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストプラクティスの構築・横展開

- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡充

出入国在留管理庁

平成30年度補正予算 10億円
平成31年度予算 10億円

外国人受け入れ環境整備交付金について

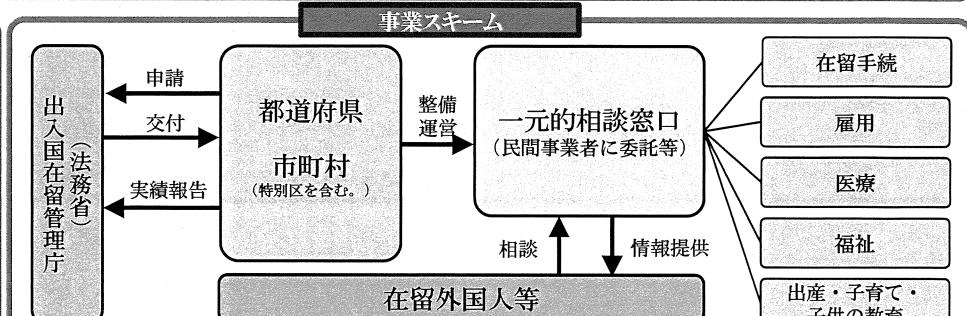
- 経緯**
- 我が国に在留する外国人は近年増加 (約273万人(平成30年12月末))、国内で働く外国人も急増 (約146万人(平成30年10月末現在))
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に關し、就労を目的とする新たな在留資格を創設 →外国人材の円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
 - 平成30年12月25日「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議において決定。総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援
 - 令和元年6月18日「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が関係閣僚会議において決定。「交付金の交付対象地方公共団体の見直しの検討」が掲げられた。

- 概要**
- 目的: 在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
 - 交付先: 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
 - 対象経費:
 - (1) 整備費: 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
 - (2) 運営費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
 - 交付額:
 - (1) 整備費: 必要経費の全額(限度額200万円~1,000万円)
 - (2) 運営費: 必要経費の2分の1※(限度額200万円~1,000万円)
 - ※運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。



事業イメージ・具体例

- 在留外国人から、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供及び関係機関への取次ぎを行う。
- ⇒ 例えば、上記事業の実施のため、
 - ・相談カウンターなどの備品の設置、多言語化に対応する翻訳機の導入
 - ・多言語で相談を行うことができる相談員の配置
 など整備・運営に必要な経費を支援する。



交付金の申請状況

- 1次募集・・・整備及び運営の両方、若しくはいずれかにより交付決定した地方公共団体は68団体(整備37団体、運営62団体)
- 2次募集・・・2次募集で初めて交付決定された地方公共団体は27団体(整備47団体(※)、運営31団体)
- (※)47団体のうち4団体は1次募集でも交付決定を受けているもの
- 1次募集及び2次募集の合計・・・整備及び運営の両方、若しくはいずれかにより交付決定した地方公共団体は95団体(整備80団体、運営93団体)

従前の交付金の概要

- 目的**
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象**
1,111団体（都道府県47、指定都市20、市区町村44）
※ 外国人住民が1万人以上または5千人以上かつ住民に占める外国人住民の割合が2.0%以上
※ 東京都特別区については、外国人住民が1万人以上かつ住民に占める割合が6.0%以上
- 交付額**
(1) 整備費：必要経費の全額（限度額1千万円）
(2) 運営費：必要経費の2分の1（限度額1千万円）
※ 運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 対象経費**
(1) 整備費：新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
(2) 運営費：一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
- 決定状況**
整備費及び運営費の両方、若しくはいずれかに交付を決定 95団体（整備費80団体、運営費93団体）

3次募集の変更点等

- 交付対象** 全地方公共団体（1,788団体）

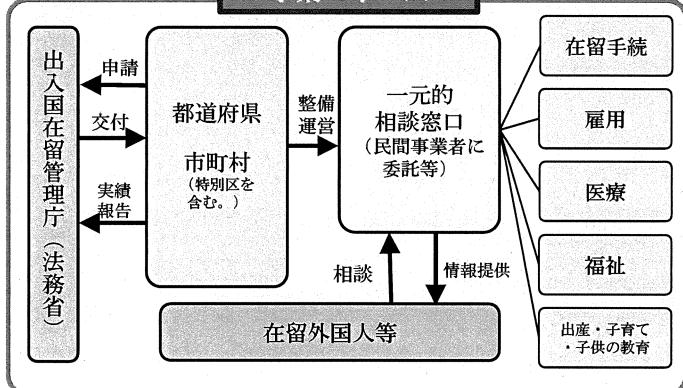
- 交付限度額（整備費・運営費）**

都道府県（47団体）	1,000万円
外国人住民5千人以上（105団体）	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満（290団体）	500万円
外国人住民500人以上1千人未満（199団体）	300万円
外国人住民500人未満（1,147団体）	200万円

※ 平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数

- 3次募集の募集期間**：9月9日～12月27日

事業スキーム



4

生活・就労ガイドブックについて

令和元年9月20日現在
出入国在留管理庁

概要

電子版

冊子版

- 我が国に在留する外国人は近年増加（約273万人（平成30年12月末現在））、国内で働く外国人も急増（約146万人（平成30年10月末現在））
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設 →外国人材の円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 平成30年12月25日「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議了承
- 総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報について「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成

- 外国人が必要とする詳細な基礎的情報を多言語及びやさしい日本語で発信
- 周知方法：ポータルサイトにおいて発信

- 電子版の重要な部分を抽出した簡略版（絵図等を用いて、コンパクトで分かりやすい形に）
- 周知方法：在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布等

- 入国・在留手続
- 市町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活
- 困ったときの問合せ先

ガイドブックにより期待される効果

- 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

多文化共生社会の実現に寄与



今後のスケジュール

- 現在、電子版（日本語、英語、ベトナム語）をポータルサイトに掲載済。今後、14か国語をめどに、多言語化（やさしい日本語を含む）を進める。
- 順次、冊子版を作成・配布等する。

受入環境調整担当官について

1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に、受入環境調整担当の統括審査官11人、東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各1人の合計13人の担当者を配置。

2. 主な役割

〈地方公共団体との窓口役〉

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

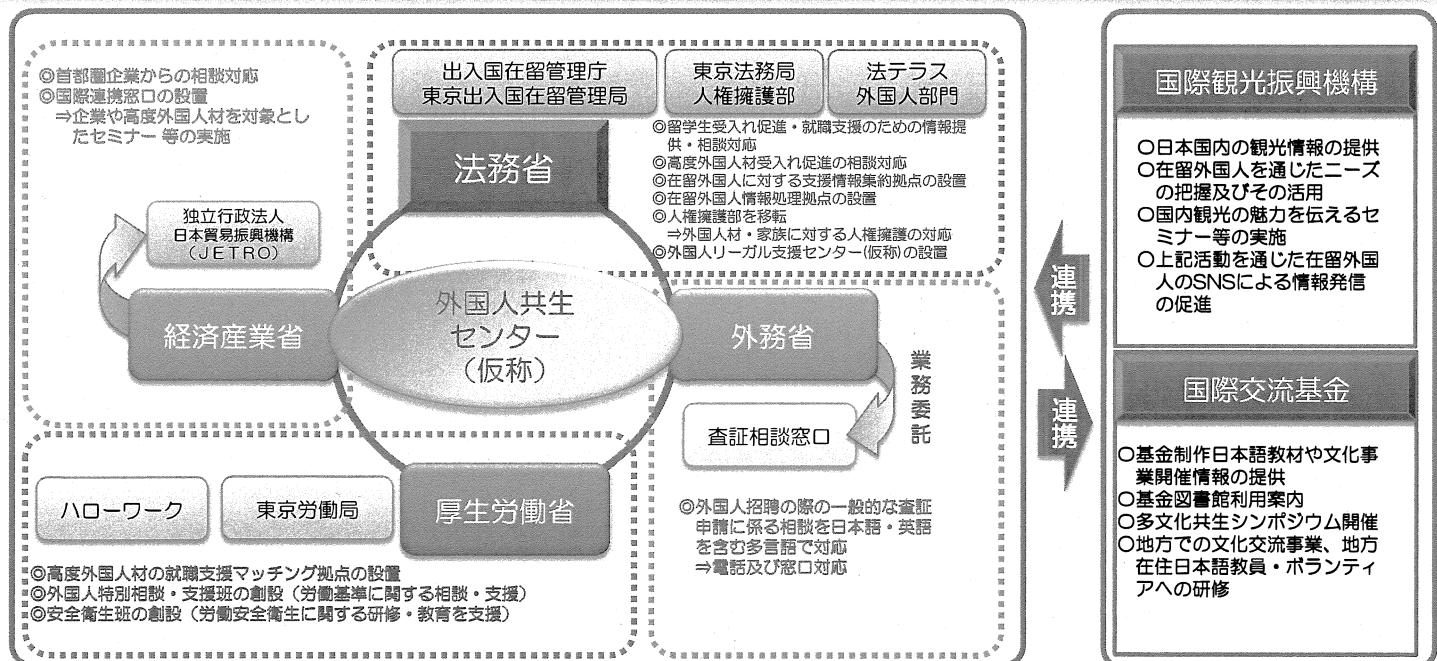
〈問合せ先〉

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 審査管理部門	03-5796-7251
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2115
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

6

外国人共生センター（仮称）構想 ～新しい活力を日本全土へ～



地方雇用の推進に向けた取組

- 各省庁施策に係る地方研修やテキストなどの全国発信拠点として機能
- 外国人対応の経験豊富な職員が各地からの問合せにきめ細やかに対応

- 全国各地への就職支援（地方の求人情報提供、地方就職イベント、地方ハローワークの業務支援）（厚生労働省）
○ポータルサイトによる全国事業主向け安全衛生教育用教材等の提供（厚生労働省）
○地方企業支援のためのイベントの企画及び開催の支援（経済産業省）
○地方からの一般的な査証申請に係る相談対応（外務省）
○全国の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」への支援
⇒各地への支援。各地からの相談受付のツールとして、webシステムなどを利用し、より高水準な対応の実現を目指す。
- 各地方自治体にスペースを提供
国・地方が連携して、外国人材をフォロー（法務省）
○人権擁護のための啓発活動を主導（法務省）
○「生活・就労ガイドブック」を多言語で作成し、全国へ展開（法務省）
○生活上の法的トラブルに関する対応事例等を全国へ展開（法務省）

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和元年度日本語教育大会

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



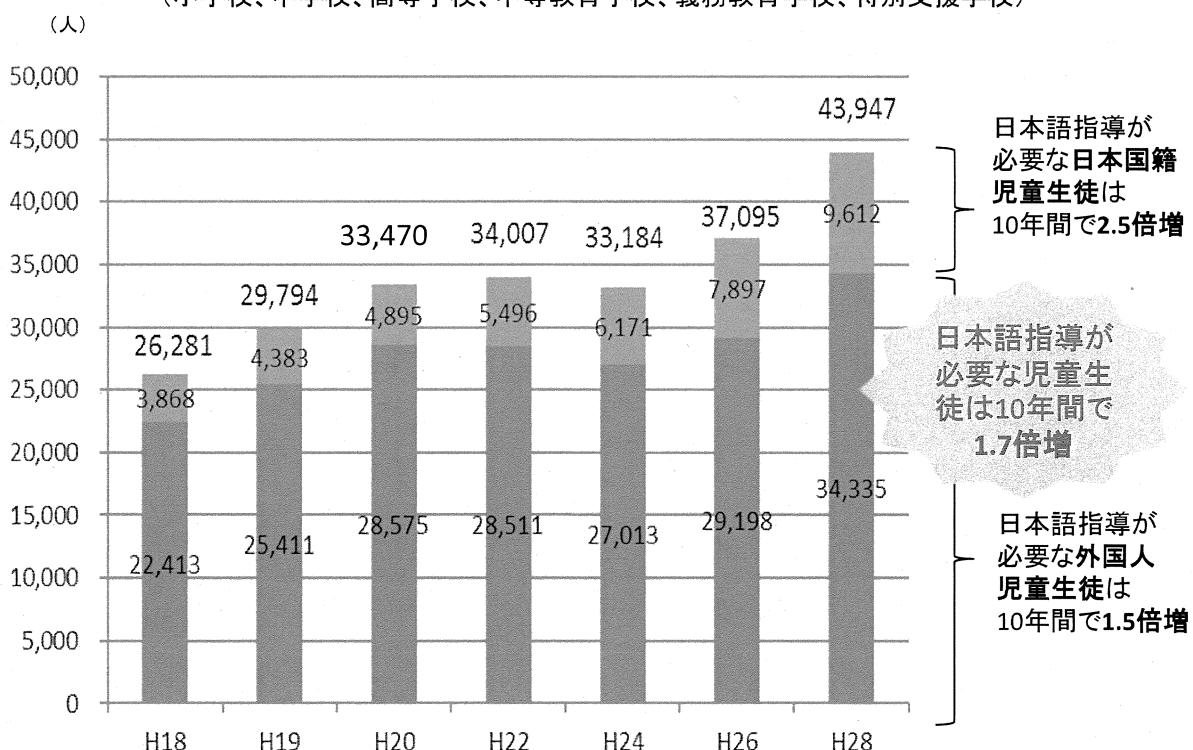
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



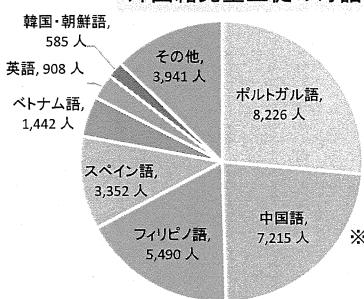
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」

2

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

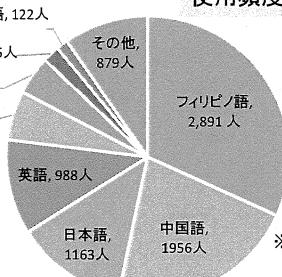
外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 31,159人

※H28調査結果より

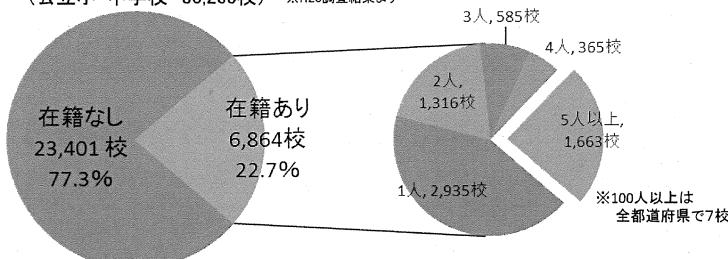
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



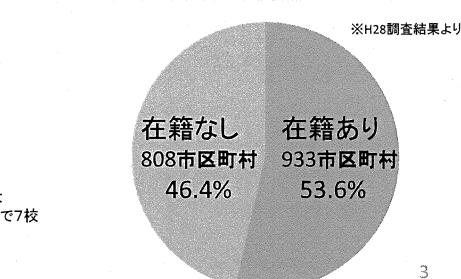
「その他」の言語
インドネシア語、ウルドゥー語、
タイ語、ネパール語
ベンガル語、モンゴル語
ロシア語、アラビア語
ペルシャ語、マレー語 等
※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 7,485人

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



3

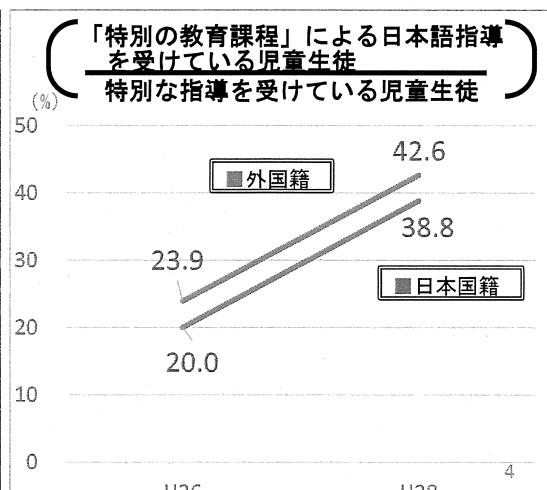
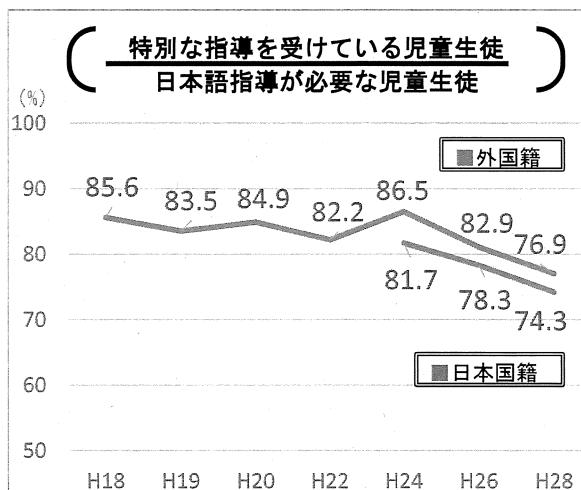
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9% (6.4%減)、日本国籍の者で74.3% (4.4%減)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6% (18.7%増)、38.8% (18.8%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



4

○帰国・外国人児童生徒等教育の充実に関する国の施策等について

- (1) **日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成実施**
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日公布、4月1日より施行。
- (2) **日本語指導の充実のための教員配置**
義務標準法の改正により、平成29年度からは、日本語指導が必要な児童生徒18人に対し1人の割合で、外国人児童生徒等教育の担当教員の定数を措置する基礎定数化を実施。
- (3) **帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（補助事業）**
自治体が行う帰国・外国人児童生徒の受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援。（補助率1/3）
- (4) **外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発事業（委託事業）**
学校における外国人児童生徒と教育を担う教員の養成・研修のため、教員養成学部等の課程や現職教員研修を通じた体系的モデルプログラムを開発。
- (5) **その他**
- ・**JSLカリキュラム**
日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラムを作成、各都道府県を通じ普及。
 - ・**研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及**
「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」（平成22年度～24年度）において、「研修マニュアル」「日本語能力測定方法」を作成、各都道府県を通じ普及。
 - ・**指導者養成研修の実施**
独立行政法人教職員研修機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（年1回、4日間、100名程度）
 - ・**就学ガイドブックの配布**
日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた外国語の就学ガイドブック（ポルトガル語、中国語等7言語）を作成・配布。
 - ・**外国人児童生徒受入れの手引**
外国人児童生徒等教育関係者を対象とした、学校・教育委員会等の体制作りの手引きを作成・配付。（平成30年3月改訂）

(6) 中央教育審議会諮問（4月17日）

- 中央教育審議会諮問において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。
- ・外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
 - ・公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
 - ・日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

(7) 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム（座長：浮島副大臣）報告書

令和元年1月から検討を重ね、6月17日に報告書を取りまとめ・公表。外国人児童生徒等教育の充実として、教員の資質能力向上、就学状況把握・就学促進や異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実などが盛り込まれた。

(8) 外国人の子供の就学状況等調査

国として初めて、学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方自治体における現時点の取組状況を把握するための全国的な調査を実施中。（現在データ集計中）

(9) 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日 公布、施行）

議員立法により成立。日本語教育の推進に関し、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める。外国人等幼児・児童生徒等に対する日本語教育に関する規定あり（第2条関係）。

(10) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

中央教育審議会諮問事項について、議論を行うとともに、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保について検討を行い、年内を目途に一定の方向性を取りまとめる予定。

(11) 日本語指導アドバイザリーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家9名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容:児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象:小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者:日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数:年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



- 【設置者】・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施 等
- 【学校】・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価 等
- 【支援者】・専門的な日本語指導・母語による支援
・課外での指導・支援 等

7

外国人雇用対策について

令和元年10月12日
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 146.0万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約27.7万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

④特定活動 約3.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動 (留学生のアルバイト等) 約34.4万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

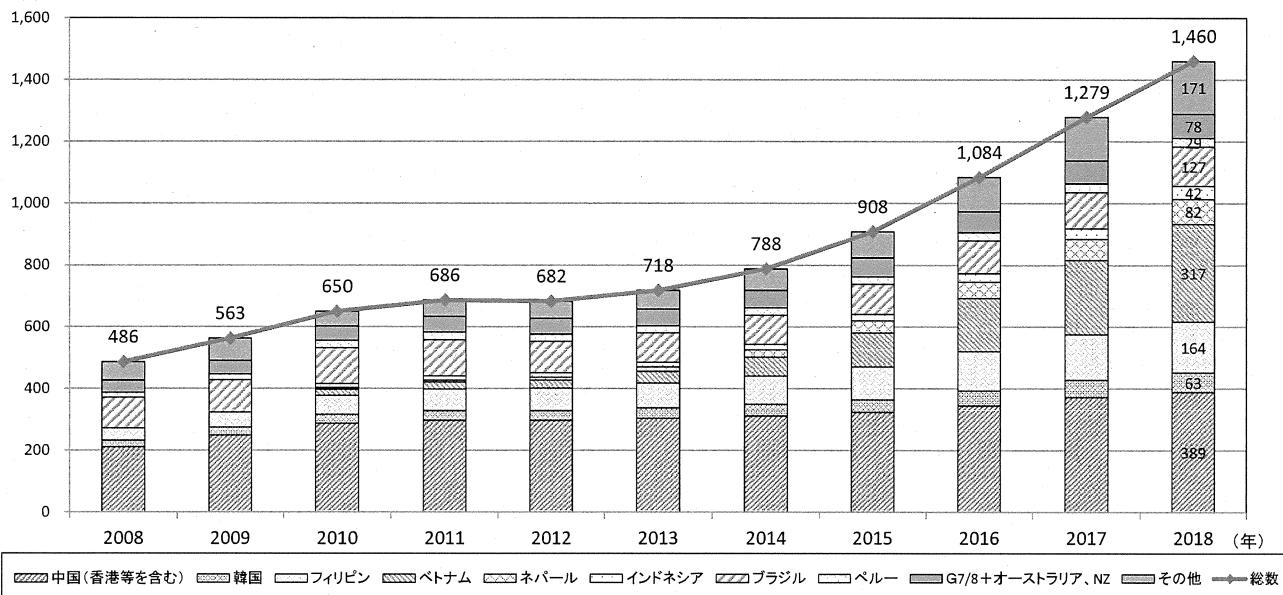
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況をみると、中国が最も多く389,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが316,840人（同21.7%）、フィリピンが164,006人（同11.2%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で76,581人（31.9%）と大幅に増加している。また、インドネシアについては同7,427人（21.7%）、ネパールについては同12,451人（18.0%）増加している。

（単位：千人）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動（留学生等）」が39.4%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が60.0%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が79.5%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,460,463	276,770	495,668	308,489	35,615	343,791
中国	389,117	103,237	103,827	84,063	4,660	93,315
韓国	62,516	27,893	22,828	85	3,138	8,564
フィリピン	164,006	9,827	117,125	29,875	5,073	2,098
ベトナム	316,840	31,979	12,405	142,883	4,570	124,988
ネパール	81,562	9,041	3,665	399	3,573	64,875
インドネシア	41,586	3,766	5,434	24,935	3,020	4,431
ブラジル	127,392	863	126,162	105	42	217
ペルー	28,686	97	28,440	54	22	72
その他	248,758	90,067	75,782	26,090	11,517	45,231

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受け入れ・共生

に関する関係閣僚会議

総額211億円（注）

我が国に在留する外国人は近年増加（264万人）、我が国で働く外国人も急増（128万人）、新たな在留資格を創設（平成31年4月施行）

⇒ 外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 部屋及び外国人の声を聴く会開催づくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 留学生活動等の実施
 - 全ての人が互いの人の権利を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 善らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元窓口による地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仄）」（全国約10か所、11言語対応）の整備）【20億円】
 - 安全・安心な生活、就労のための新たな生活・就労ガイドブック（仄）（11言語対応）の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムの導入・導入促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の多様な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の実現
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通話や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住者において外国人が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の実現、院内案内表の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報収集支援による多言語化の実現
 - 気象庁HP、「アラート」の日本語保護情報等を発信する「多言語型情報発信アラート Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改訂（地図説明、警告音等）
 - 三者間同動通訳による「11番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コードイニシアチブの策定
 - ③ 交通事故対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通事故に関する広報啓発の実施、運転免許試験等の多言語対応
 - 「11番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費者センター（「18番」）法テラス、人権擁護機関（3言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住生活環境のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国人向けの賃貸住宅標準契約書等の普及（8言語対応）
 - 外国人を含む住生活を確保する賃貸の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通貨サービスの実現性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
 - (3) 日本語コミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用、多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
 - 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参考枠））
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化）・日本語能力による試験の合格率等による数値基準の導入等）
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の職務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力の実証試験等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における検査や外務省における査証審査に活用

（注）予算額は年度補正（2号）予算、31年度予算の予算額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内訳、（換）日本学生支援機構運営費交付金131億円の内訳、留学生の就学等支援費、人材開拓支援助成金517億円の内訳（地域での安定就労支援関連）、不法滞在者対策等157億円等がある。

外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の教質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的研究修実施の促進）
- 地域企業等NPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

留学生の就業支援の実現

- 大卒者「クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 多言語音声翻訳システムの導入・導入促進

就業機会の確保

- 大卒者「クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等

適正な労働環境の実現

- 適正な労働条件と労働管理の確保、労働安全衛生の確保
- 労働基準監視官、ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

地域での就職支援の実現

- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

在留外国人の適正な利用の確保（被認定認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

- 紳士禮儀の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

適正な就業事務者の確保

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

- 業務的な専門性の仲介事業者（ブローカー）等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外での就労した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応（11言語対応）における多言語対応の推進・相談体制の拡充

在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

在留外国人の就入支援

- 法務省から

定住外国人の就労実態及び課題

身分に基づく在留資格を有する者（※いわゆる定住外国人）は、派遣・請負といった不安定な雇用形態で働く者が多く、一旦失業した場合には、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であることに加え、これまでの職業経験の蓄積が十分でないといった問題などから、日本企業で広く安定的な職業に就くためのスキルを身につけているとは言えず、日本人労働者に比べて特に脆弱な立場に置かれている。

	労働者数 (①)	(うち) 派遣・請負の 労働者数 (②)	派遣請負の割合 (②/①)
外国人労働者総数	1,460,463人	309,470人	21.2%
うち身分に基づく在留資格	495,668人	165,786人	33.4%
うち ブラジル国籍	126,162人	71,154人	56.4%
うち ペルー国籍	28,440人	13,080人	46.0%

派遣・請負での就労について

- 景気・雇用情勢の影響を受けやすく、一旦職を得ても離職する者も多い。

ミスマッチの要因＝日本語能力の不足（特に「読む」、「書く」力）

- 企業側が外国人労働者に求める日本語能力の水準は高まる傾向にある。
- 職場でのコミュニケーション、指示書の読み解き、日誌の記録など、これまで以上に日本語能力がないと就労が難しい状況にある。

定住外国人に対する就労支援

- 2015年4月に雇用政策基本方針を改正、「定住者（日系人など）、日本人の配偶者等、我が国における活動制限のない外国人の就業を推進するため、企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。」としている。
- 日系人等の定住外国人については、これらの基本方針を踏まえ、日本語能力が不足していること等、**外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組みを進めること**が、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要。

2019年度における取組

- 労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等）との連携を強化し、**職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。**
- 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の**定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、外国人就労・定着支援研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。**

○ 通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置

- ① 通訳配置所数：129か所
- ② 外国人専門相談員等の配置状況：243人
- ③ ワンストップサービスコーナー配置状況：5か所
- ④ 多言語コンタクトセンター（全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳）の設置

○ 外国人就労・定着支援研修の実施

（20都府県100都市で実施、5,000名受講予定）

- ① 職場における日本語コミュニケーション能力の向上
- ② 日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得
- ③ 労働保険・社会保険制度等に関する知識の習得等を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

日系人等の定住外国人は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多い。

このような状況を踏まえ、定住外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図る。

日本語講義



研修対象者

定住外国人(安定的な雇用に就くことが困難な者等)

就労講義



研修内容

以下のような内容の研修を実施

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識 等

職場見学



研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成31年度における受講者数及び実施地域数(計画数)は以下のとおり。

実施コース 250 コース(平成30年度実績:259 コース)

受講者数 5,000 名(平成30年度実績:4,311 名)

実施地域数 20都府県100地域(平成30年度実績:17都府県91地域)

過去の事業実績

外国人就労・定着支援研修事業

[H27年度] 受講者数 4,106 名 (全国84地域、247コース)

[H28年度] 受講者数 4,450 名 (全国94地域、260コース)

[H29年度] 受講者数 4,221 名 (全国91地域、265コース)

[H30年度] 受講者数 4,311 名 (全国91地域、259コース)

コースの追加

平成31年度からは、国内企業で就職する外国人留学生等を対象としたコースを追加

> 東京、愛知、大阪、福岡の4地域で実施



地域における多文化共生の取組

令和元年10月12日(土)

総務省自治行政局国際室

「地域における多文化共生推進プラン」(2006.3.27)の概要

1. プラン策定の背景・目的

- 「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、地域の国際化を一層推し進めていく必要。
- 都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、同プランを策定。(2006.3.27総務省通知)

2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

② 生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の連携を図り、施策を推進

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

【指針・計画の策定状況】 都道府県98% 指定都市100% 市区町村45% (H31.4現在)

多文化共生事例集の公表(平成29年3月)

背景

平成18年3月: 総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知
(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの
⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
～多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来～

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- 外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通報を介した多言語対応を実施
- 災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- 地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- 地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営など

③ 労働環境(4事例)

- 日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- 介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- 外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- 多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供など

⑤ 防災(6事例)

- 外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- 外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- 災害時における外国人支援センターの相互派遣など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- 多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- 入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- 就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行なう「プレスクール」の実施
- 外国人の子ども不就学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- 外国籍親子の放課後の居場所づくりなど

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- 外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- 留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- 外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- 多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- 日本在住の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- 外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信など

② グローバル化への貢献(3事例)

- 外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- 地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献など

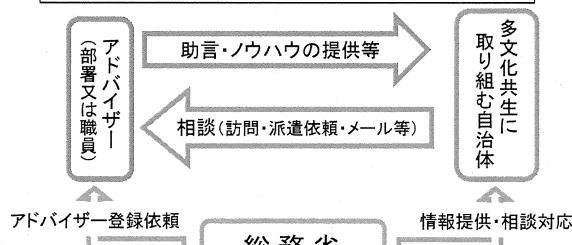
2

地域における多文化共生の推進に向けた更なる取組について

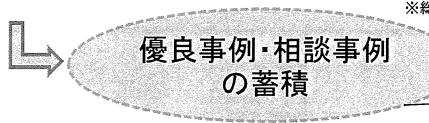
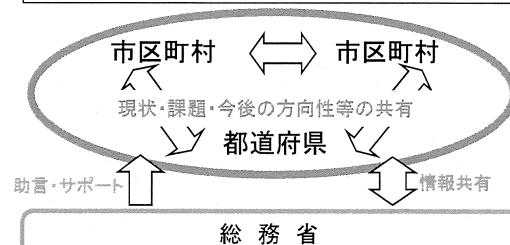
- 令和元年度から、先進的な地方自治体の取組を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくため、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」の施策を実施。
- 今後、こうした取組により得られた地域における先進的な取組事例等を踏まえ、情報共有の更なる強化を図る。

【令和元年度からの取組】

多文化共生アドバイザー制度



多文化共生地域会議



(例)

- 多文化共生の地域づくりに係る取組
- 窓口等における多言語対応等

今後の取組

こうした事例を整理し、ホームページや地域会議等を通じて全国の自治体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進。

3

海外における日本語教育

令和元年10月12日

外務省大臣官房文化交流・海外広報課

1 海外における日本語普及

- 外務省は所管の独立行政法人である国際交流基金と緊密に連携し、海外における日本語の普及に取り組んでいます。
- 日本語は日本文化への理解の入り口の一つであり、海外において日本語の普及を促進することは、諸外国における日本への理解を深めると同時に、日本との交流の担い手を育てるところから、交流関係の基盤の強化に繋がります。

2 外務省が実施する日本語教育関連事業

- 外務省は、外交政策の一環として、在外公館（大使館・総領事館等）を通じて、日本への理解の促進や親日層の形成を目的として、日本文化紹介事業を実施しています。
- 日本語教育はその重要な分野の一つです。

在外公館が行う日本文化紹介事業

在外公館では、日本の伝統文化から漫画・アニメ等ポップカルチャーに至る幅広い日本文化の紹介事業を実施。平成30年度には、日本語教育関係事業として、日本語学習者の学習意欲の維持・向上を目的にした「日本語弁論大会」等120件を実施。



事業例①:日本語弁論大会



事業例②:書道体験



事業例③:日本語ワークショップ

国際交流基金の日本語事業 ~主な施策~

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は平成30年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。
【長期派遣ポスト数:42か国128ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP):11人、米国日本語教育センター:6人】



2. 日本語教育機関支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。
【さくらネットワークメンバー数: 93か国・地域292機関、助成実施件数: 93か国・地域547件】



3. 海外の日本語教師を対象とした研修

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、現地及び日本の研修施設における研修事業。
【教師研修参加者数: 海外11,974人、国内438人】



4. 日本語教育の制度的導入・維持支援

各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、海外の教育機関や行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学生の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。
【学習者訪日研修参加者数: 187人、海外事務所の主催等事業実施件数: 230件】



5. 日本語能力を生かしたキャリア形成支援

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。職務遂行のため日本語能力が必要となる海外の外交官、公務員、文化学術専門家などへの訪日研修。
【EPA研修参加者数: 1,303人(継続646人 新規657人)】
【外交官、公務員、文化学術専門家の訪日研修参加者数: 112人(継続53人 新規59人)】

3

国際交流基金の日本語事業 ~主な施策~

②海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

※【】内は平成30年度の実績

6. 日本語教授法と学習教材の提供

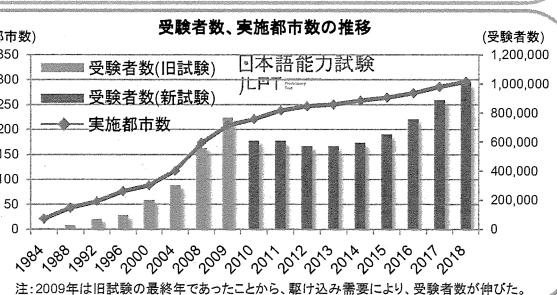
「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数: 55か国で70,963部。累計販売部数: 29万部超】
(※「JF日本語教育スタンダード」は外国语教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。)



インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなど」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
【「みなど」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。利用登録者数: 180か国・地域62,474人。
モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。
総ダウンロード数は①約58万件、②約2万件】

7. 日本語能力評価のための試験の実施

日本語を母語としない者の日本語能力を測定し、認定する日本語能力試験を(公)日本国際教育支援協会と共催で実施。国際交流基金は作題と海外実施を担当。
【海外の85か国/地域、249都市で実施、受験者644,144人
(日本国内の実施分を加えると86か国/地域、296都市で実施、受験者1,009,074人】



8. 日本語教育事情・学習状況の把握と情報提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査。
【2018年度海外日本語教育機関調査を実施。調査結果は2019年に公表予定。】

4

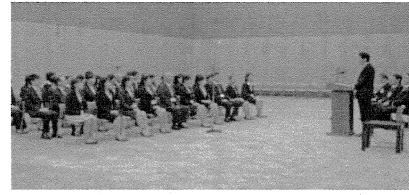
国際交流基金の日本語事業 ~主な施策~

③“日本語パートナーズ”派遣事業（アジアセンター事業）

- ▶ 2014～2020年度までの7年間で3000人以上のシニア・学生等の人材を、現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。
- ▶ 各国の高校などで、現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援するとともに、派遣先校の生徒や地域の人たちに日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、体験を日本に発信する。

【派遣実績】

国・地域	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	610
タイ	29	52	99	114	128	422
ベトナム	10	12	41	76	85	224
マレーシア	8	20	38	38	42	146
フィリピン	5	9	10	15	14	53
ミャンマー		1	5	4	6	16
カンボジア			2	6	7	15
ラオス			1	8	3	12
シンガポール		1	1	1	1	4
ブルネイ		1	1	1	1	4
中国			5	86	93	184
台湾			5	77	88	170
派遣人数合計	100	170	364	591	635	1,860



第1期パートナーズ派遣前に安倍首相を表敬訪問

※2016、2017年度には、「海外日本語教育インターン（大学連携日本語パートナーズ）」含む

※中国には既存の「ふれあいの場」事業の一環として
「ふれあいパートナーズ」を派遣

5

【国際交流基金の日本語事業の新たな取組み】外国人材受入れ拡大のための日本語教育実施（2019年度新規）

「外国人材受入・共生のための総合的対応策」*に基づき、主要な人材供給元となるアジアの9か国において、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。

*平成30年12月25日「外国人材受入・共生に関する関係閣僚会議」決定

取組	施策の内容・目的
①国際交流基金日本語基礎テスト	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人材が、日本の社会で生活・就業する上で必要な日本語コミュニケーション力（法務省の『「特定技能」に係る試験の方針』で明示された水準）を備えているかを来日前に迅速かつ効率的に判定する。 ●CBT（Computer Based Testing）方式採用により、なりすまし等の不正を確実に防止すると共に、試験実施回数増、短期間での判定結果通知を実現。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	<ul style="list-style-type: none"> ●来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力と、テストの基準点到達に必要な日本語能力を習得できる基本の学習カリキュラム・教材を開発。各国に派遣する日本語教育専門家等を通じ、来日候補層への日本語教育を担う各国の機関や教師に普及し、受入れ人材の数の拡大を下支えする。
③現地担い手（日本語教師）の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師を、各国に派遣する日本語教育専門家等が行うセミナー・研修等により育成する。
④現地日本語教育活動の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人材が必要とする日本語を学ぶ場を増やし、テスト受験者を増やすことを目的として、日本語教師の給与助成や海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。

6

<メモ>

＜1日目＞

文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会の
審議状況の説明

日 時：令和元年10月12日（土）

14：15～14：35

場 所：京都工芸纖維大学3号館

3階 0331講義室



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明

野田 尚史 (のだ ひさし)

国立国語研究所 日本語教育研究領域 教授
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 副主査



プロフィール：

専 門： 日本語教育学、日本語学（文法）

略 歴： 大阪外国語大学でスペイン語を専攻。同大学大学院で日本語学を専攻。

1981年（昭和56年）から大阪外国語大学で国費留学生に日本語を教える。

1985年（昭和60年）から筑波大学で日本語教師を目指す学生に日本語文法を教える。1991年（平成3年）から大阪府立大学で日本語学関係の科目を担当する。2012年（平成24年）から国立国語研究所で日本語教育学と現代日本語文法を中心とする研究を行っている。

日本語教育学会理事、日本語学会理事、日本語文法学会副会長、日本言語学会事務局長、社会言語科学会理事などを歴任。2006年（平成18年）に日本語教育学会奨励賞を受賞。

文化審議会では、2016年（平成28年）から委員を務め、2019年（平成31年）からは国語分科会日本語教育小委員会副主査を務めている。

主著書：『「は」と「が」』（くろしお出版、1996）

『日本語学習者の文法習得』（共著、大修館書店、2001）

『日本語の文法 4 複文と談話』（共著、岩波書店、2002）

『コミュニケーションのための日本語教育文法』（編著、くろしお出版、2005）

『なぜ伝わらない、その日本語』（岩波書店、2005）

『日本語教育のためのコミュニケーション研究』（編著、くろしお出版、2012）

『学習者コーパスと日本語教育研究』（共編著、くろしお出版、2019）

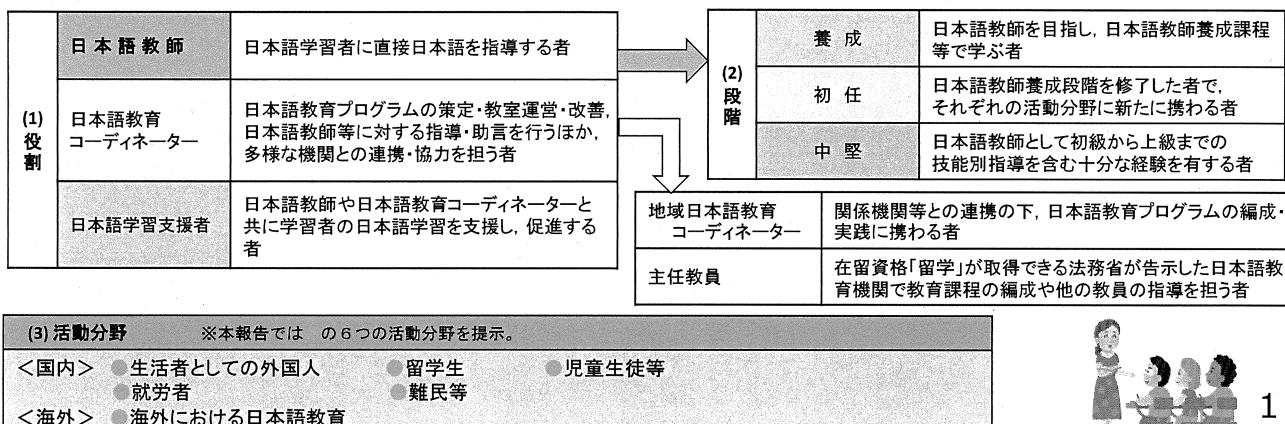
文部科学省「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」の概要



検討のポイント

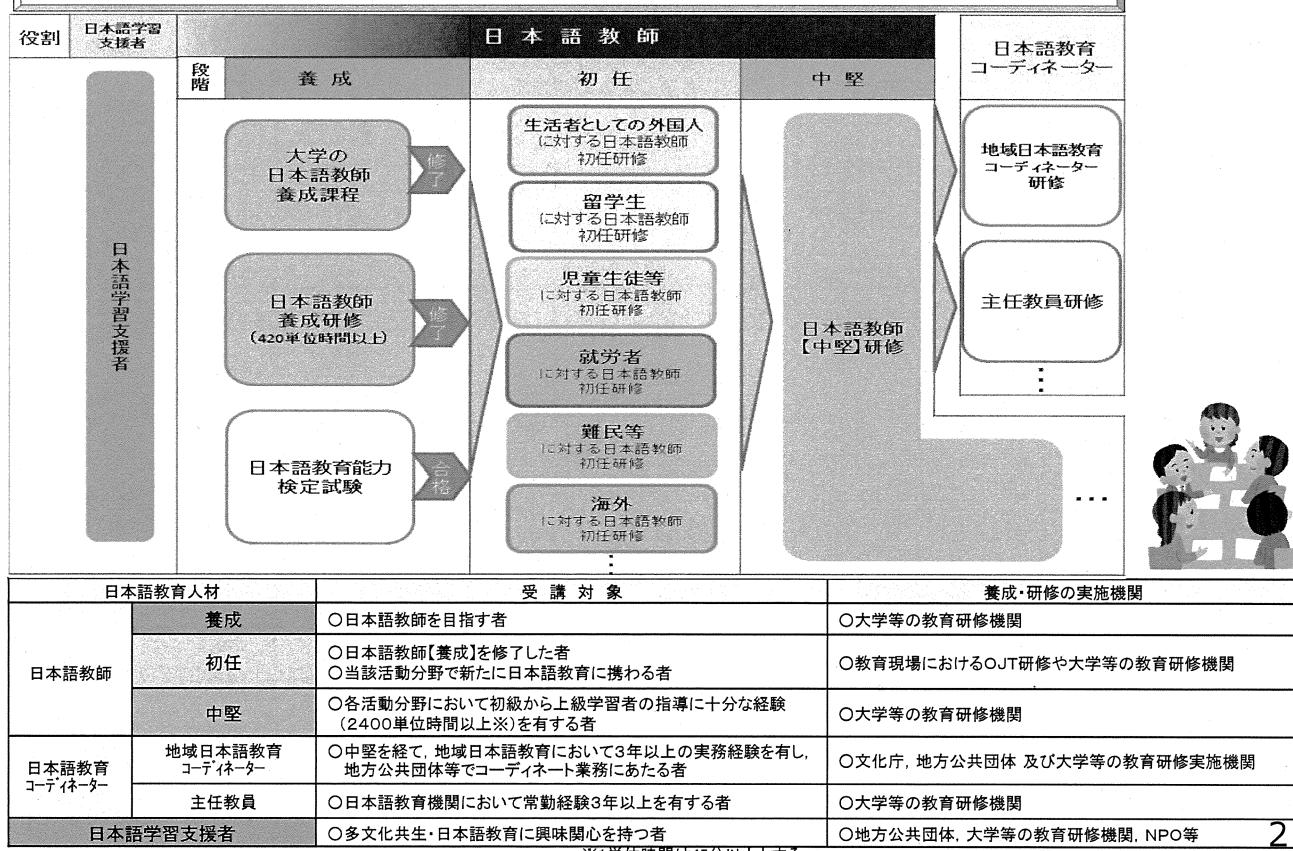
- **目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会(主査:伊東祐郎東京外国语大学副学長)を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月に報告、平成31年3月に改定版を取りまとめた。
- **ポイント**：
 - ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力、教育内容、モデルカリキュラムを提示
 - ② **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、専門家に求められる資質・能力として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として、「必須の教育内容」(教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等)を提示。併せて教育実習として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について、(1)役割、(2)段階、(3)活動分野別に整理



1

(参考)日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



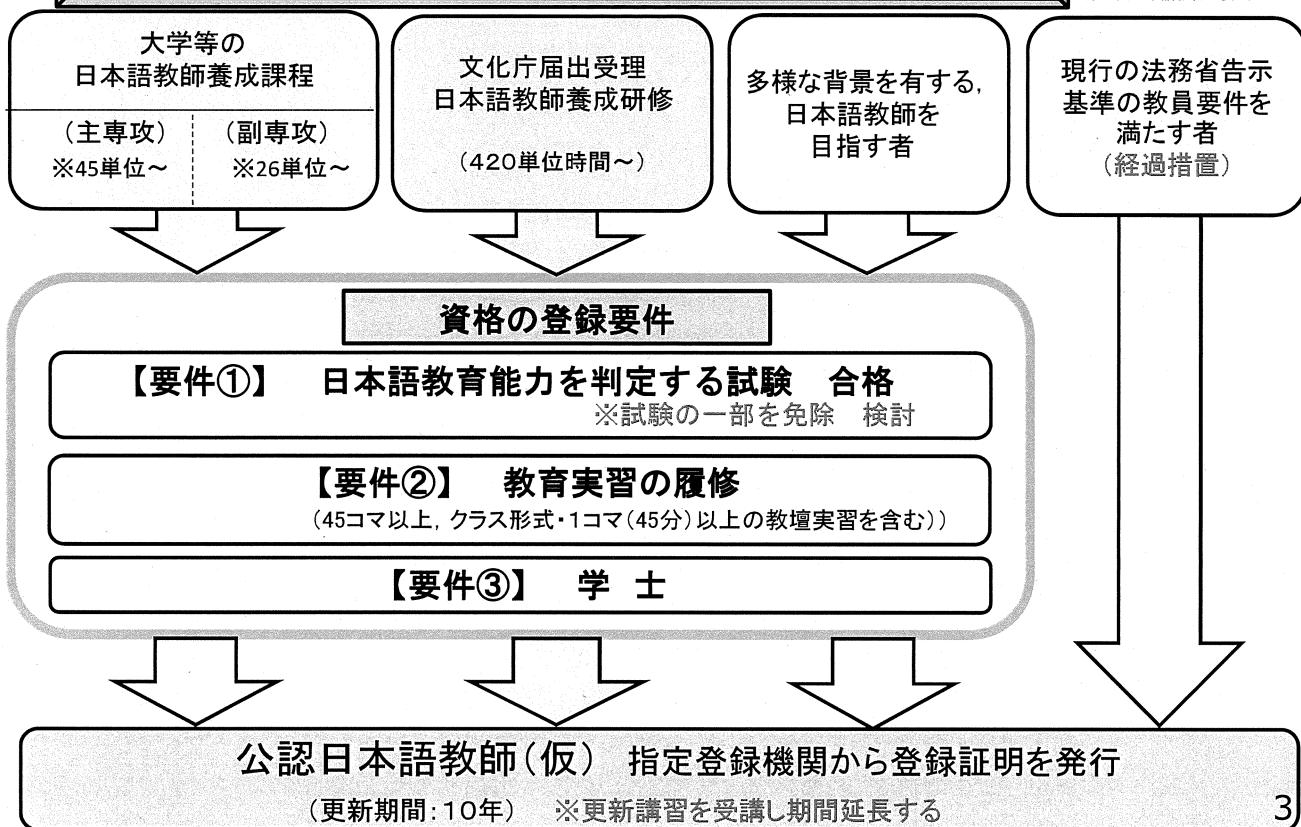
※1単位時間は45分以上とする。

2

日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台

参考資料1

第96回日本語教育小委 (R1. 9. 20)



3

日本語教育の標準に関するワーキンググループの検討状況

【今期の予定】

- 日本語教育小委員会における検討の基礎資料とするため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案や、「JF日本語教育スタンダード」を参考に、日本語教育の標準を策定する。
その際「ヨーロッパ共通言語参考枠（CEF R）」を参考とする。
- 文字を含む日本語のレベル別能力記述を作成する。

【今後の予定】

- 2月の日本語教育小委員会にワーキンググループ試案を報告予定。小委員会における審議を経て、令和2年度に意見募集を行い、第一次報告を取りまとめる予定。

段階	レベル	能力レベル別に「何ができるか」を示した熟達度一覧
言語熟達した者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりととした構成の、詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることがうかがえる。
言語自立した者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解できる。母語話者はお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人の関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
言語基礎段階用階者の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について単純で直接的な情報交換に応することができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現を基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

(出典)ブリティッシュ・カウンシルの英語教育・英語4技能試験について

4

＜1日目＞

空白地域における日本語教室設置
とコーディネーターの役割
～徳島県における日本語教室空白地域
解消推進の取組から～

日 時：令和元年10月12日（土）

14:50～15:20

場 所：京都工芸纖維大学3号館

3階 0331講義室



空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 ～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～

発表者

○野水 祥子（のみず しょうこ）

公益財団法人 徳島県国際交流協会 国際交流・協力シニアコーディネーター

○西岡 進（にしおか すすむ） つるぎ町教育委員会 主任

○西原 鈴子（にしはらすずこ） 特定非営利活動法人 日本語教育研究所 理事長

地域日本語教育スタートアッププログラム

本プログラムは、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域（以下、「空白地域」）となっている地方公共団体に対し、地域日本語教育の専門家を派遣している。こうした日本語教室の設置に向けた支援を実施することをもって、各地に日本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的としている。

【具体的な支援内容】

○地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援

○日本語教室の開設に向けて活動するコーディネーターに対する支援

以上の支援を、3年間を上限に受けることができる。

徳島県マスコット「すだちくん」



徳島県の状況と本プログラム活用状況

徳島県の人口は約73万人、在留外国人数は6,073人（平成30年12月末、比率0.83%）で、令和元年10月現在、県内24市町村のうち13市町村が日本語教室の空白地域である。

かつて空白地域であった美波町が平成28年度から、また、つるぎ町（教育委員会）が平成29年度から本プログラムを活用してきた。美波町は、平成30年度末で3年間の活用を終了し、現在は県の財源を得ながら独自で日本語教室を運営している。また、つるぎ町も日本語教室を立ち上げ、安定的な運営を目指しているが、今年度で活用が終了するため来年度からの教室運営の在り方を検討しているところである。それぞれの団体が今後、県南、県西で近隣地域（空白地域含む）とも連携を図りながら地域にあった日本語教室活動をされることに期待している。

各町の概要

	つるぎ町	美波町
総人口	8,832人（令和元年6月）	6,676人（令和元年6月）
外国人口	30人（令和元年3月）	61人（令和元年6月）
面積	194.84 km ²	140.80 km ²
特徴	西日本第2の高峰「剣山」の麓にあり、日本一の大エノキをはじめとする「巨樹王国」、四国三郎「吉野川」に注ぐ日本一の清流「貞光川」といった緑と水辺空間に包まれた町。	アカウミガメが産卵する大浜、四国靈場23番札所薬王寺等、お遍路さんをはじめ観光客が訪れる自然豊かな魅力に溢れる町。毎年トライアスロンの大会を開催。町は地域創生に力を入れている。

空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 ～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～

日本語教室空白地域解消推進の取組概要（つるぎ町）

取組のきっかけ	本町には、夫婦のうちどちらかが在留外国人である家庭が数十件存在している。彼らの大部分は婚姻により日本人の家庭に入り、多くは町内外の企業で勤めている。このような本町の在住外国人は、日本での生活についてサポートが必要である為、事業申請に至った。		
日本語教育の現状・課題	本事業1年目から外国の方と地域住民をつなぐ「多文化共生を考える会『ともに』」を始動し、在住外国人の実態やニーズを調査しながら週1回程度の日本語教室を行ってきた。		
	<p>目的 在住外国人が親しみを感じ生活の悩みなどを語り合う場を設け、また日本語や風習・文化についてともに楽しく学べる場（日本語教室や教材作り）を目指す。</p> <p>事業の検討体制・実施体制</p> <p>①つるぎ町 ②つるぎ町教育委員会 ③徳島大学</p> <p>システムコーディネーター：三隅 友子 日本語コーディネーター：西岡 真弓 行政コーディネーター：西岡 進 多文化共生を考える会「ともに」</p>		
概要	日本語コーディネーター西岡氏を3年目のリーダーとし、徳島大学 三隅教授から御指導いただき密な連絡を取りつつ、つるぎ町独自のスタートアップを目指す。徳島県西部拠点としてつるぎ町周辺の活動者ともコミュニケーションをとり、活動視野を広げる。		
取組の詳細	<p>○1年目（平成29年度）</p> <p>①多文化共生を考える会「ともに」の立ち上げ ②外国人の実態・ニーズ調査</p> <p>○2年目（平成30年度）</p> <p>①8月～2月 日本語教室を試行的に開始（12回開催） ②多文化共生のまちづくり講座の開催 ③地域のお祭りやイベントへの参加・主催（地域文化「廻り踊り」参加 着物着付け体験など） ④新しい在住外国人とのウェルカムパーティー（町内2英会話教室と合同開催） ⑤多文化共生イベントへの協力（オデオン座プロジェクト、通訳ガイド団体徳島GGクラブの研修受け入れなど）</p> <p>○3年目（令和元年度9月現在）</p> <p>①季節のイベント主催（7月 七夕祭り） ②多文化共生のまちづくり講座の開催 ③日本語教育研修会の開催（7・8月2回） ④地域のお祭りへの参加（8月 廻り踊り参加）</p>		
担当アドバイザー	<p>シニア・アドバイザー 西原 鈴子 (NPO 法人日本語教育研究所)</p>	<p>日本語教育施策推進アドバイザー 内海 由美子 (山形大学)</p>	<p>日本語教育施策推進アドバイザー 財部 仁子 (神戸 YMCA 学院専門学校)</p>

空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割
～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～

日本語教室空白地域解消推進の取組概要（美波町）

取組のきっかけ	徳島県の日本語教室空白地域であった県南部に日本語教室を作ること、そして地域密着型の多文化共生イベントの開催を目的にはじまる。
日本語教育の現状・課題	3カ年で概ね計画的に事業を進めることができ、多文化共生ネットワーク「ハーモニー」が誕生し、日本語教室を開設。現在は日本語教室の運営や多文化共生をめざす様々なイベントを開催中。今後、自立的、継続的な団体運営ができるかが課題である。
目的	日本語教室の開設及び多文化共生イベント等の開催
事業の検討体制・実施体制	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>日本語教室の設置向けた検討体制</p> <p>* 1) 地域における日本語教育の実施に向けた検討体制の案（アドバイザー・コーディネーターとともにどのような体制で検討を行っていくのか）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>日本語教室の設置向けた検討体制</p> <p>* 2) 日本語教室の実施に当たり、連携・協力をしていく予定の組織・団体</p> </div> </div>
概要	<p>取組の詳細</p> <p>○ 1年目（平成 28 年度）</p> <p>①企業訪問、外国人の実態調査等 ②日本語ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催 ③多文化共生ネットワーク「ハーモニー」の立ち上げ ④防災ワークショップの開催 ⑤各地の日本語教室の見学、教室の準備 ⑥地域イベントに参加、地域の学校や諸団体との連携</p> <p>○ 2年目（平成 29 年度）</p> <p>①企業訪問、外国人のニーズ調査等 ②多文化共生のまちづくり講座の開催 ③多文化共生イベントの開催（4月桜まつり町歩き 7月ウミガメ祭り浴衣着付け 10月秋祭り 11月人権フェスに出展 1月防災ワークショップ 2月「やさしい日本語」講演会 など） ④5月より日本語教室を試行的に開始（学習者の状況に合わせて、学期毎にシラバスを作成）</p> <p>○ 3年目（平成 30 年度）</p> <p>①継続事業（前年度同様の多文化共生のイベント開催、日本語教室の運営等） ②事業のまとめ及び報告書「美波町に生まれた 6 つのストーリー」の作成・配布</p>
担当アドバイザー（平成 28~30 年度）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>シニア・アドバイザー 西原 鈴子 (NPO 法人日本語教育研究所)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>日本語教育施策推進アドバイザー 松岡 洋子 (岩手大学)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>日本語教育施策推進アドバイザー 近藤 徳明 (H28~29) (公益財団法人京都府国際センター)</p> </div> </div>

空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 ～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～

地域日本語スタートアッププログラムにおけるアドバイザーの役割

文化庁が設定したプログラム概要によれば、アドバイザーは専門家チームとして以下の観点から3年間のサポートをすると述べられている。

- ・地域日本語教育プログラムの開発
- ・施策立案への助言
- ・関係機関との調整

具体的には、自治体による取り組みについて、3タイプの支援を行うこととされている。

- ・日本語教育を行う人材の育成 ←指導者養成プログラムの開発・実施に対する支援
- ・日本語教室の開設（試行）←カリキュラム・教材の開発に対する支援
- ・日本語教室の運営 ←教室運営の安定化に向けた支援

このプログラムの実施によって、自治体に以下のような効果が期待されている。

- ・地域に日本語教室が開催される。
- ・外国人が孤立することが少なくなる。
- ・地域住民の地域社会への参加が増える。
- ・地域住民（日本人・外国人）が活躍する。
- ・地域が活性化する。

美波町およびつるぎ町におけるアドバイザーの仕事

徳島県において地域日本語スタートアッププログラムを実施してきた美波町とつるぎ町の2つの自治体は、事業申請の段階から公益財団法人徳島県国際交流協会および徳島大学が構想する多文化共生社会実現のビジョンを共有していた。したがって、日本語教育を行う人材の開発に関して、美波町もつるぎ町も早い段階で実践グループの立ち上げが実現した。その段階に到達するまでに、特に美波町では町長の熱意と理解が大きな推進力になった。したがって、アドバイザーの最初の仕事は町の姿勢を確認することであった。

日本語教室の開設に関しては、「教室」という既存のイメージからの脱却が課題であった。地域の外国出身住民の日本語コミュニケーションへのニーズは非常に多様であり、学校教育における「教室」とは大きく異なった柔軟な取り組みが必須である。幸いにも、アドバイザー、コーディネーターと実践担当グループの協働が功を奏して、ニーズに寄り添うかたちの交流型教育実践が可能になっていった。

美波町およびつるぎ町におけるコーディネーターの役割

この事業において「コーディネーター」は、事務を担当するシステム・コーディネーターと活動を担当するプログラム・コーディネーターが役割を分担している。前者は町役場の職員が、後者は教育実践のリーダーがその役割を担っている。美波町およびつるぎ町の場合は、それに加えて徳島大学の教授が双方でコーディネーターを務め、それぞれの自治体としての事業遂行と同時に、徳島県全体とさらに広い視野を見据えた事業の方向付けを示す、いわば「スーパーバイザー」としての役割を担ってきた。その結果、3年間の事業が終了した後の事業継続のかたちが自然に見えてくる展開になっていった。

文化庁事業終了後の展開と見通し

美波町は2019年3月に3年間のプログラムを終了した。今後は徳島県および美波町の財源を活用し、県南部の自治体とともに広域の地域活性化に向けて新しい形の展開を目指すことが期待されている。その方向付けは、報告書『美波町に生まれた6つのストーリー』に詳しい。

つるぎ町は2020年3月まで最終年度の事業を展開中である。プログラム修了後は、徳島大学の「地域創生支援プログラム」の一環として、西阿波地域の自治体とともにこれまでの実績を生かしてさらなる展開を成し遂げることが期待されている。

<メモ>

＜1日目＞

パネルディスカッション

最近よく聞く C E F R って、何のこと？
～日本語教育における活用を考える～

日 時：令和元年10月12日（土）

15：20～17：00

場 所：京都工芸纖維大学3号館

3階 0331講義室



○パネルディスカッション

テーマ：最近よく聞くCEFRって、何のこと? ～日本語教育における活用を考える～

現在、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、「論点3 日本語教育の標準」についての議論を行っています。国内外の日本語教育の各分野では既に「ヨーロッパ言語共通参考枠（CEFR）」を参考に、スタンダードや参考枠を作成したり、CEFRの理念を参考とした教育実践が行われたりしていますが、一般的にはまだ十分に理解されているとは言えないのではないかでしょうか。そこで本パネルディスカッションでは、CEFRや日本語能力に対する理解を深めていただけよう、CEFRの説明および日本語教育の標準の事例を紹介するとともに、今後の検討に向けた意見交換を行います。

●登壇者（4名）

○ファシリテーター

松岡 洋子（岩手大学）

○パネリスト

- ・西山 教行（京都大学）
- ・築島 史恵（独立行政法人 国際交流基金 日本語国際センター）
- ・伊東 祐郎（国際教養大学 専門職大学院）

〔ファシリテーター〕

○松岡 洋子（まつおか ようこ）

岩手大学 グローバル教育センター／
同大学院総合文化学専攻 教授



＜プロフィール＞

専門は日本語教育、社会学。移民受け入れ社会の言語政策、および公共人材の多文化対応力開発について、ドイツ、韓国、台湾、シンガポールなどとの比較研究を進めながら、災害、インバウンド、コミュニティ等をテーマに多文化社会構築研修を実施。文化庁国語審議会国語分科会委員、同地域日本語教育スタートアッププログラムアドバイザー、自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー、移民政策学会理事、日本言語政策学会理事。

[パネルディスカッション]
最近よく聞くCEFRって、何のこと?
～日本語教育における活用を考える～

〔パネリスト〕

○西山 教行 (にしやま のりゆき)

京都大学 人間・環境学研究科 教授



〈プロフィール〉

学歴：明治大学大学院文学研究科仏文学専攻博士後期課程満期退学, ポール・ヴァレリー大学専門研究課程 (DEA) 修了

職歴：新潟大学経済学部助教授 (1999年4月～2005年8月), 京都大学大学院人間・環境学研究科共生人間学専攻外国語教育論講座 (2005年9月より, 現在に至る)

専門分野：学部, 大学院ではフランス文学を専攻しましたが, 2度目のフランス留学以降に専門を変え, 外国語としてのフランス語教育, そして言語政策, 言語教育へと領域を拡大してきました。

〈メッセージ〉

CEFRは外国語能力の指標だけではありません。イスのアーミーナイフのように多くの機能を備えており, その中のひとつを取り上げるだけでは不十分です。さまざまな機能を理解のうえで, 上手な活用を考えたいものです。

〈所属団体/研究/活動紹介など〉

日本フランス語教育学会会長(2015～現在に到る)。2005年に京都大学に着任以来, CEFRに関連する国際研究集会を各種主催してきました。また2017年には国際フランス語教授連合アジア太平洋地区大会を京都大学にて開催し, 55カ国より350名あまりのフランス語教員が結集しました。

最近の業績: 西山教行, 大木 充(編著)2019『グローバル化のなかの異文化間教育 異文化間能力の考察と文脈化の試み』, 泉水浩隆編(2018)『ことばを教える・ことばを学ぶ—複言語・複文化・ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と言語教育』(分担執筆), 西山教行, 細川英雄, 大木 充(編著) (2015)『異文化間教育とは何か ーグローバル人材育成のために』など。



令和元年度
文化庁日本語教育大会・京都大会
パネルディスカッション
2019年10月12日（京都工芸繊維大学）

アーミーナイフとしてのCEFR： 充実した機能と実際の運用

西山教行（京都大学）

1

CEFRに関する基本的知識

- 2001年に欧州評議会が公開
 - 欧州連合とは異なる国際組織
- 1960年以降の欧州評議会の言語教育政策の集大成
- 2015年までに、39言語の版が公開
- 各国の教育機関の協力を促進する
 - 語学学校、初等、中等、高等教育の留学や交流の推進
- 言語教育における各国の評価を相互承認するための基盤
 - 各種の民間試験の能力基準の参考
- 学習者、教師、カリキュラム編成者など教育関係者がそれぞれの行動の位置づけを助ける
 - 共通参照レベルと例示的能力記述文

2

欧洲評議会による言語教育政策

- ・多言語主義
 - ・ヨーロッパ市民は複数の言語によるコミュニケーション能力を獲得する
- ・言語的多様性
 - ・多言語状態にあるヨーロッパにおいて、すべての言語は等しい価値を持つ
- ・相互理解
 - ・言語教育は相互文化的コミュニケーションと文化的差異の承認にかかわる
- ・民主的市民権
 - ・市民の多言語能力により、多言語社会の民主化、社会化に関与する
- ・社会統合
 - ・言語学習は、個人の発展、教育、雇用、移動などの機会均等を確保する

3

「ヨーロッパ」に関わる『参照枠』

- ・例示的能力記述文は、スイスの語学学校で、英語、ドイツ語、フランス語を学ぶ学習者のデータをもとに作成
- ・一義的には、ヨーロッパ系言語を想定されている
- ・ヨーロッパ諸国で実施されている言語教育に関係する
 - ・ヨーロッパで教育されている日本語、中国語も実質的には対象となる
- ・ヨーロッパ域外に活用されることは想定外
- ・CEFRを個別言語に対応させるためには、レベル別個別言語資料集が必要(English profile, Référentiel, Profile deutschなど)
 - ・日本語のレベル別個別言語資料集は存在しない

4

「共通」を特色とするCEFR(ヨーロッパ言語共通参考枠)

- ・言語横断性
 - ・特定の個別言語のために作られた能力レベルの記述ではない(共通参考レベル)
- ・学校横断型
 - ・一つの学校(機関)のために作られた能力レベルではない
- ・教育課程横断型
 - ・複数の教育課程に使用可能(初等教育, 中等教育, 高等教育, 成人教育など)
- ・越境型教育
 - ・ヨーロッパ各国に共通の指標

5

共通参考レベルと例示的能力記述文(can do)

- ・学習者が言語学習をすすめるうえの俯瞰図(マッピング)
- ・共通参考レベルは到達目標ではない
- ・複数言語の能力を技能別に評価することを可能にする
 - ・部分能力の承認
- ・共通参考レベルを絶対視して能力を測るのではなく、共通参考レベルを「参考にする」
- ・言語使用を行動に結びつけるための例示的能力記述文(行動中心主義)
 - ・言語=能力の視点を強調
 - ・言語知識の獲得ではない

6

複言語・複文化主義

- ・複数言語を複層的に運用できる能力
 - ・バイリンガル能力は複言語能力の一種類
 - ・能力としての複言語主義
- ・個人内部における複数言語の共存状態
 - ・多言語主義(状態)=社会における複数言語の共存
- ・「コミュニケーションのために複数の言語を用いて異文化間の交流に参加できる能力のことをいい、一人一人が社会的存在として複数の言語に、すべて同じようにとはいわないまでも、習熟し、複数の文化での経験を有する状態」
- ・言語教育の表象(イメージ、偏見など)について働きかける教育
 - ・価値としての複言語主義

CEFRから着想する日本語教育

- ・複数言語に共通の枠組みと連携
 - ・教授法、評価、学習法など
 - ・英語教育など他の言語教育に連携する言語教育
- ・複言語教育の可能性
 - ・学習者の母語などの活用と連携
 - ・複数の言語を知れば、自民族中心主義を克服しやすくなり、同時に学習能力も豊かになる。(p. 148)
- ・学習者の言語教育・学習に働きかける教育
- ・CEFRをモデルとして現場の教育を改革するのではなく、現場の教育にあわせてCEFRを参照する

[パネルディスカッション]
最近よく聞くCEFRって、何のこと?
～日本語教育における活用を考える～

〔パネリスト〕

○築島 史恵 (やなしま ふみえ)

独立行政法人 国際交流基金 日本語国際センター

専任講師主任



〈プロフィール〉

学歴：1983年 お茶の水女子大学文教育学部国文科卒業、1985年 同大学大学院修士課程人文科学研究科日本文学専攻（日本語学）修了

おもな教授歴：1985～1990年 東京工業大学（助手・非常勤）、1989～1993年 お茶の水女子大学文教育学部（非常勤）、1990～現在 国際交流基金日本語国際センター（専任）、2000～2017年 政策研究大学院大学（客員教授）

おもな著書・教材作成：『現代日本語初級総合講座発展編』（1993）アルク、『国際交流基金日本語教授法シリーズ 第7巻 読むことを教える』（2006）ひつじ書房、『DVDで学ぶ日本語 エリンが挑戦！にほんごできます。』vol.1～vol.3（2007）凡人社、『国際交流基金日本語教授法シリーズ 第11巻 日本文化・日本事情を教える』（2010）ひつじ書房、『国際交流基金日本語教授法シリーズ 第8巻 書くことを教える』（2010）ひつじ書房、JMOOC用e-learning教材『Nihongo Starter』（2013）OUJ-MOOC

〈メッセージ〉

JF 日本語教育スタンダード（JFS）は、CEFRの考え方にもとづいて開発された、日本語教育のコースデザイン、授業設計、評価を考えるための枠組みです。日本語での具体的な言語活動を例示したJF Can-doを中心にご紹介したいと思います。

〈JFSの「今まで」と「これから」〉

国際交流基金は、1972年の設立以来、基幹事業の一つとして海外の日本語教育の支援に取り組んできました。そして、次第に、主体的な取り組みを推進することも期待されるようになりました。JFSは、そのような要請の中で開発され、10年以上の歳月をかけて、現在の形に至っています。今、国内でもCEFRが注目され、課題遂行能力の考え方方が広がり始め、日本語については、このJFSを参考にした新しい取り組みも行われつつあります。JFS自体も常に「完成品」ではなく、新たな時代の変化に応じて、さらにより広い視野で展開していく必要があると考えています。

JF日本語教育スタンダード

2019.10.12(土)
令和元年度 文化庁日本語教育大会 京都大会



国際交流基金日本語国際センター
専任講師主任 築島史恵

① JF 日本語教育スタンダードの理念

- 文化を異にする人々が共に生きていく社会状況の中で、多くの言語の1つとして日本語を位置づける

⇒「相互理解のための日本語」(2005年～)

*課題遂行能力

コミュニケーション
=共同行為

領域・場

*異文化理解能力

母語話者の日本語
≠理想・モデル

② JFスタンダードの木

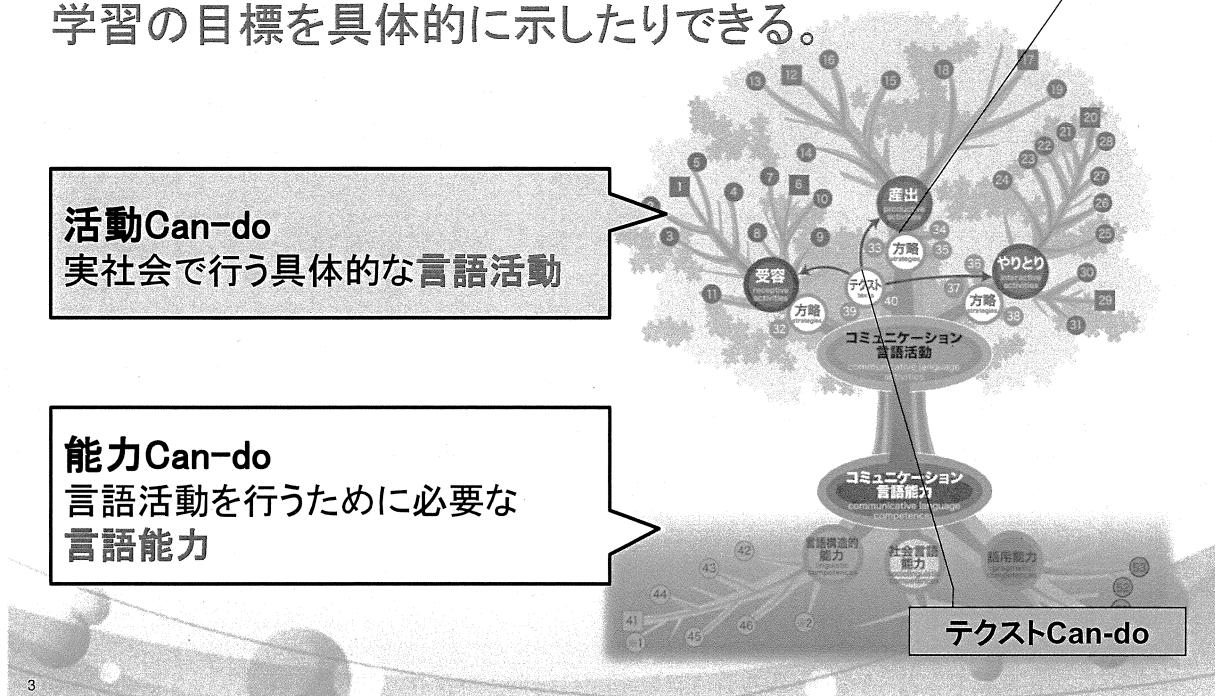
日本語の熟達度を客観的に把握したり、
学習の目標を具体的に示したりできる。

方略Can-do

活動Can-do
実社会で行う具体的な言語活動

能力Can-do
言語活動を行うために必要な
言語能力

テクストCan-do



③ 言語熟達度(レベル)

C2 Mastery

C1
Effective Operational Proficiency

B2 Vantage

B1 Threshold

A2 Waystage

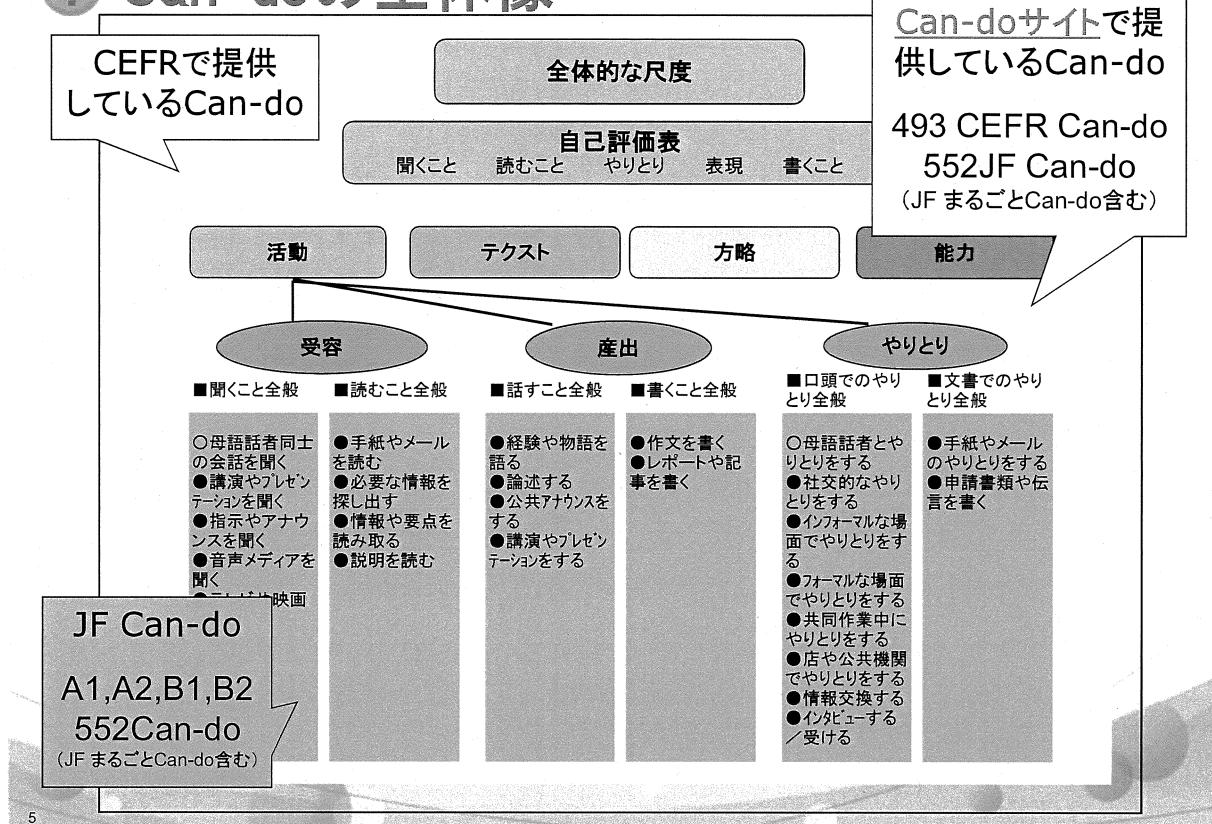
A1 Breakthrough

基礎段階の言語使用者

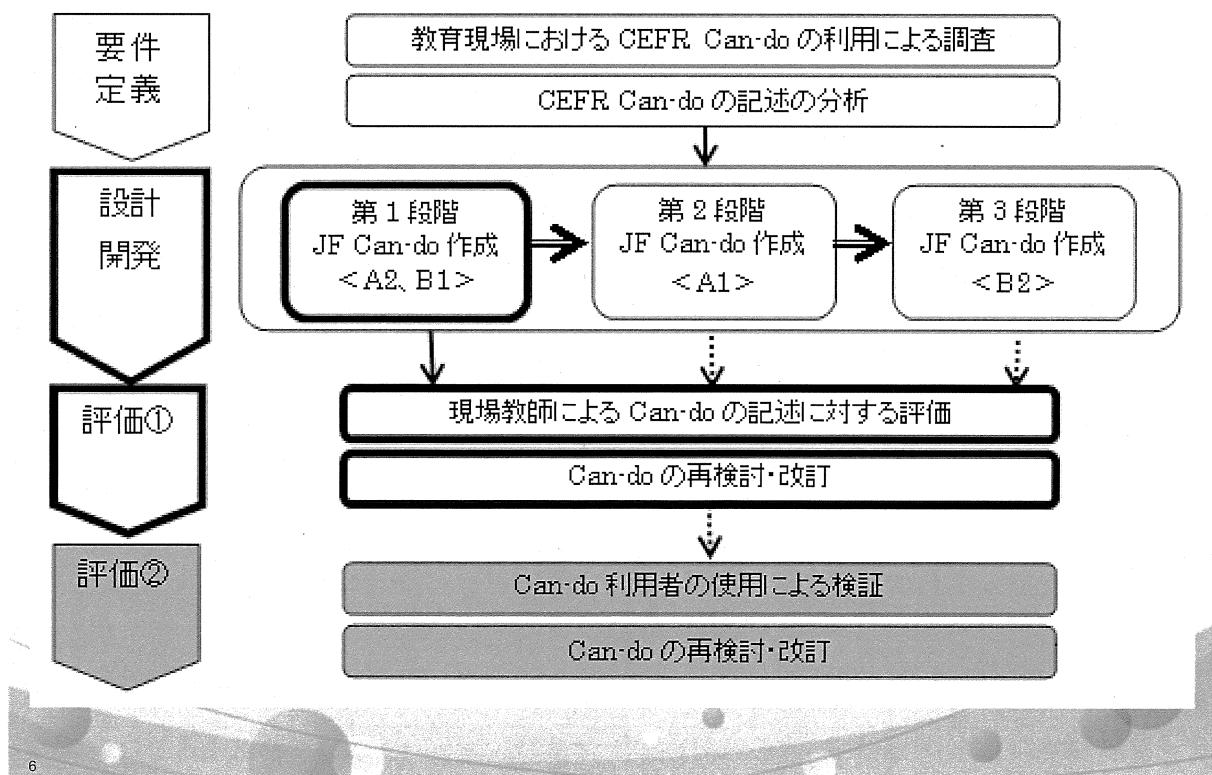
自立した言語使用者

熟達した言語使用者

4 Can-doの全体像



5 JF Can-doの作成方法



CEFR Can-do と JF Can-do

A1 やりとり【(25)共同作業中にやりとりをする】

CEFR: 人に物事を要求し、人に物事を与えることができる。

JF : 食卓で、「しょうゆを取ってください」「おかわりをお願いします」など、短い簡単な言葉で頼んだり、ゆっくりとはっきりと話されれば、頼まれたことに対応したりすることができる。

JF日本語教育スタンダード

<https://jfstandard.jp/top/ja/render.do>

みんなのCan-doサイト

<https://jfstandard.jp/cando/top/ja/render.do>

7

* JF生活日本語Can-do(381項目)

日本での生活場面を中心に、「特定技能」の資格等で来日する人に求められる基礎的なコミュニケーションの例示

出かける	暮らす	働く
公共空間でのコミュニケーション。やりとりの相手は店員や施設の職員など。	さまざまな場面でのコミュニケーション。やりとりの相手は、友人や知り合いなど。	職場でのコミュニケーション。業種を問わない一般的なもの。やりとりの相手は職場の上司や同僚など。
交通機関を利用する 飲食店を利用する 買い物をする 公共機関を利用する	生活の中で聞いたり話したりする 生活の中で読んだり書いたりする	職場で聞いたり話したりする 職場で読んだり書いたりする

... https://www.jpf.go.jp/j/urawa/j_rsorcs/seikatsu.htm

[パネルディスカッション]
最近よく聞くCEFって、何のこと?
～日本語教育における活用を考える～

〔パネリスト〕

○伊東 祐郎 (いとう すけろう)

国際教養大学 専門職大学院

教授（日本語教育実践領域代表）



〈プロフィール〉

米国の大学で日本語教育に従事した後、1992年4月から東京外国語大学に勤務。1996年から4年間、旧文部省教育助成局海外子女教育課海外子女教育専門官を兼任。2013年5月から2017年5月まで公益社団法人日本語教育学会会長。同年から2019年3月まで文化審議会の国語分科会日本語教育小委員会主査を務める。2017年4月から2019年3月まで東京外国語大学副学長（国際交流等担当）兼附属図書館長を務め、4月から現職。専門は、日本語教育学・応用言語学（テスト研究）。

〈メッセージ〉

最近の外国語教育の分野で、「スタンダード」「ガイドライン」「フレームワーク」「ベンチマーク」「標準」という言葉が自然に使われるようになりました。これらに共通して見られるのは、いわゆる“Can-do statements”という一覧表に、言語能力が段階的に記述されている点です。学習者の外国語によるコミュニケーション能力を実際の言語運用の場面や機能から捉え、学習の成果や現在の運用力を観察可能なものとして、わかりやすく定義されていることが特徴的です。今回は、文化庁の作成した「標準的なカリキュラム案」について紹介し、今後の可能性について意見交換したいと思っています。

〈研究/活動紹介〉

「標準的なカリキュラム」は固定化された成果物として捉えるのではなく、そのものが新たな指針や目安を常に創造していくという機能を有してこそ、その存在と活用の価値が高まるものと思われます。教育者・学習者・地域・国といった、日本語のグローバル化に何らかの影響を受ける人々が、立場の違いを超えて「標準的なカリキュラム案」の基本的な在り方への理解を共有し、今後さらに進む文化言語面の多様化に対応するために取り組んでいきたいと願っています。

【令和元年 文化庁日本語教育大会・京都大会】
《パネルディスカッション》

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の
標準的なカリキュラム案
について
—言語政策と言語教育の視点から—

国際教養大学 伊東祐郎

最近のスタンダードの動向

- CEFR (Common European Framework of References for Language: Learning, teaching, assessment)
- ALTE (The Association of Language Testers in Europe) Framework
- ACTFL (American Council for the Teaching of Foreign Language) Proficiency Guidelines
- Center for Canadian Language Benchmarks
- JF日本語教育スタンダード(国際交流基金)
- 標準的なカリキュラム案(文化審議会国語分科会)



○平成21年1月

【報告書】

「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

⇒以下の4点についてまとめ

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠



○生活者としての外国人に対する日本語教育の目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、
「生活者としての外国人」が日本語で
意思疎通を図り生活できるようになること

○生活者としての外国人に対する日本語教育の目標 日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

ようによること

カリキュラム案について①

1 カリキュラム案で扱う生活上の行為

- | | |
|--|---|
| ○ 健康・安全に暮らす (7単位) <ul style="list-style-type: none">・ 健康を保つ・ 安全を守る | ○ 人とかかわる (2.5単位) <ul style="list-style-type: none">・ 他者との関係を円滑にする |
| ○ 住居を確保・維持する (2単位) <ul style="list-style-type: none">・ 住居を確保する・ 住環境を整える | ○ 社会の一員となる (4.5単位) <ul style="list-style-type: none">・ 地域・社会のルール・マナーを守る・ 地域社会に参加する |
| ○ 消費活動を行う (4.5単位) <ul style="list-style-type: none">・ 物品購入・サービスを利用する・ お金を管理する | ○ 自身を豊かにする (2単位) <ul style="list-style-type: none">・ 余暇を楽しむ |
| ○ 目的地に移動する (3.5単位) <ul style="list-style-type: none">・ 公共交通機関を利用する・ 自力で移動する | ○ 情報を収集・発信する (4単位) <ul style="list-style-type: none">・ 通信する・ マスメディアを利用する |



カリキュラム案について②

それぞれの生活上の行為について、より具体的にイメージしやすいように

- ① 具体的な達成目標である「能力記述」
- ② 生活上の行為を行う「場面」
- ③ 日本語での「やり取りの例」

さらに「やり取りの例」に含まれる

- ④ 発話の「機能」
- ⑤ 「文法」
- ⑥ 「語彙」
- ⑦ 「4技能」

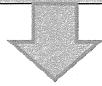
を記述。



カリキュラム案について③

2 カリキュラム案の活用及び指導方法のポイント

- ① 地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫
- ② 行動・体験中心の活動
- ③ 専門家・地域住民との協働
- ④ 対話による相互理解の促進



獲得された意思疎通の手段により、人とつながること、言葉の壁によって発揮できていなかった自分らしさや力を取り戻したり、発揮できたりするようになること、そして社会の一員として自立し、社会生活のあらゆる領域に参画すること=「エンパワーメント」を実現することが重要。



カリキュラム案5点セットを知っていますか？

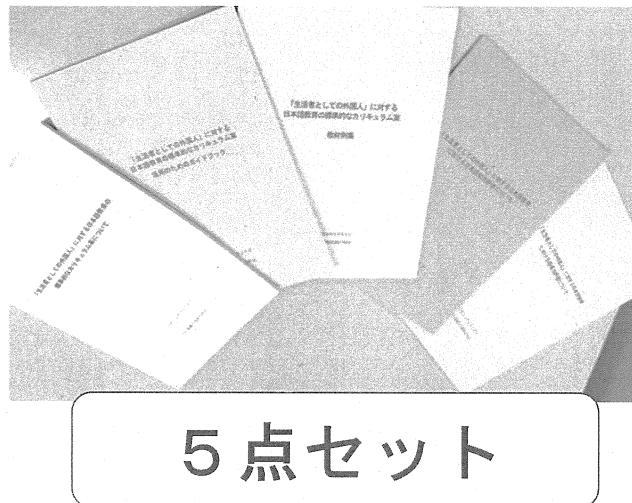
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

●ガイドブック

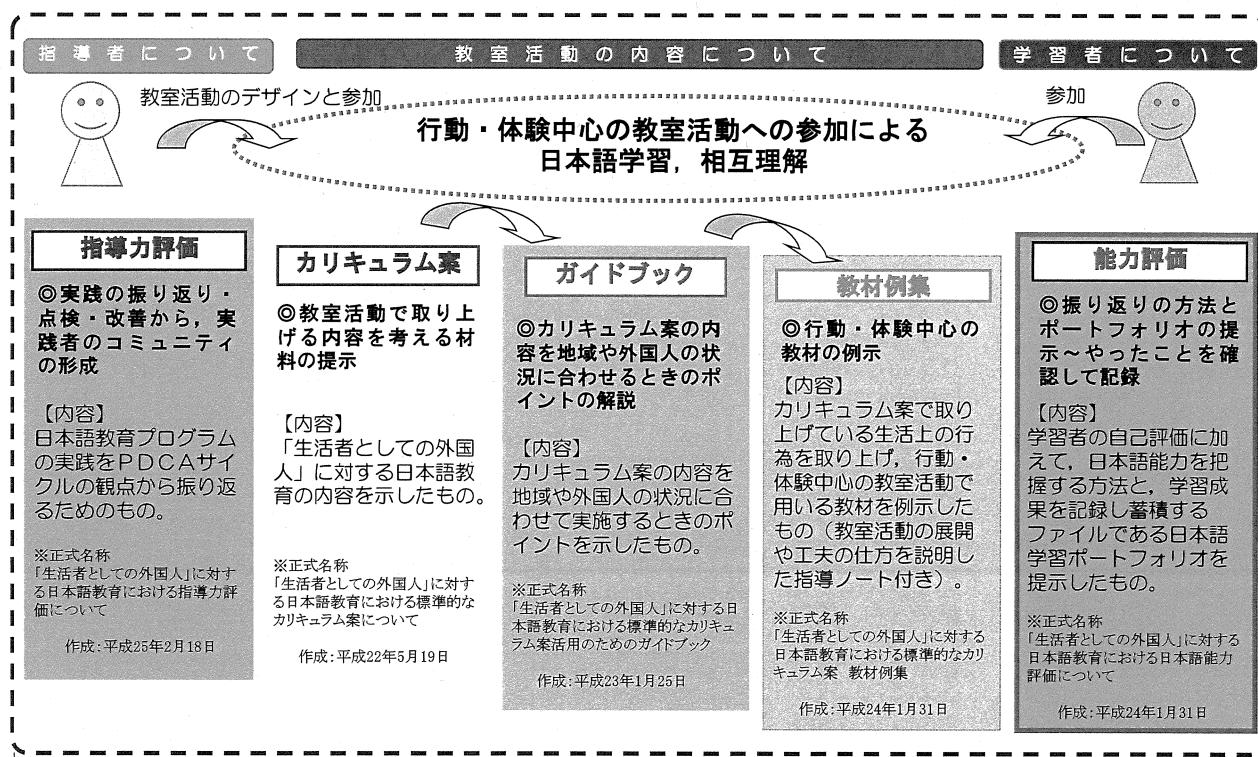
●教材例集

●日本語能力評価について

●指導力評価について



「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実践のための5点セット



ハンドブック（全体を説明） ※正式名称 「生活者としての外国人」のための日本語教育 ハンドブック

＜2日目＞

日本語教育人材のキャリアパス ～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！～

日 時：令和元年10月13日（日）

10：00～12：00

場 所：京都工芸纖維大学3号館

1階 0311講義室

※本セッションは事前予約制です。10月12日（土）大会1日目終了後に会場受付にて事前予約を受け付けます。残席がある場合、13日（日）9：30から会場にて申込みを受け付けます。



日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！～

日本語教師が活躍する分野は多岐に渡ります。それぞれの現場で専門性を発揮し、活躍する日本語教育人材の皆さんに、現場で今取り組んでいることや課題、これまでのキャリアパスなどについて、直接お話を聞ける場を作りました。職業として日本語教育に関わる先輩に、進路の相談や現在の課題について直接聞いてみましょう。



全2回、14セッション（各セッション定員5名）
第1回：10:00～10:45 第2回：11:00～11:45



●先輩スピーカー●

1. 海外で教える（JICA青年海外協力隊派遣経験者）

宮内 文音（みやうち あやね）さん（一般財団法人海外産業人材育成協会）

2. 留学生に教える

笠原 一技（かさはら いちえ）さん（公益財団法人京都日本語教育センター）

3. 就労希望者に教える

平山 智之（ひらやま ともゆき）さん（一般財団法人日本国際協力センター（JICE））

4. ビジネスパーソンに教える

長崎 清美（ながさき きよみ）さん（特定非営利活動法人日本語教育研究所）

5. 介護職希望者に教える

内村 浩子（うちむら ひろこ）さん（アークアカデミー研修事業部）

6. 小学校で教える

山田 文乃（やまだ あやの）さん（大阪市立高津小学校）

7. 高校で教える

白石 素子（しらいし もとこ）さん（大阪府立門真なみはや高校）

8. 夜間中学で教える

戸根 美紀（とね みき）さん（八尾市立八尾中学校夜間学級）

9. 起業に生かす

久我 瞳（くが ひとみ）さん（Semiosis 株式会社、名古屋外国語大学）

10. 地方公共団体で生かす

瀬川 万有美（せがわ まゆみ）さん（堺市文化観光局国際部国際課）

11. 「やさしい日本語」で生かす

高橋 佐代子（たかはし さよこ）さん（京都YMC国際福祉専門学校 日本語科）

12. 420時間日本語教師養成講座で教える

坂本 麻子（さかもと あさこ）さん（KEC日本語学院）

13. 教育委員会で生かす

人見 美佳（ひとみ みか）さん（目黒区教育委員会）

14. 出版社で生かす

平井 美里（ひらい みさと）さん（株式会社アスク出版）



※本セッションは事前予約制です。10月12日（土）大会1日目終了後に会場受付にて事前予約を受け付けます。残席がある場合、13日（日）9:30から会場にて申込みを受け付けます。

1. 海外で教える（JICA青年海外協力隊派遣経験者）

氏名：宮内 文音（みやうち あやね）
所属：一般財団法人 海外産業人材育成協会
職名：非常勤講師



＜プロフィール＞

大学時代にタイ王国チェンマイでTAとして活動。
大学卒業後に青年海外協力隊で日本語教師としてタイ王国チャチュンサオ県の公立高校に派遣される。帰国後は神戸にある日本語学校で勤務しながら大学院へ進学。
2018年10月～2019年5月に国際交流基金よりEPA日本語講師としてフィリピンに派遣される。
現在は一般財団法人海外産業人材育成協会（AO TS）の関西研修センターにて非常勤講師として勤務。
2019年10月末から再びEPA日本語講師としてフィリピンへ渡航予定。

＜メッセージ＞

様々な日本語教育の現場を見てみたい、という気持ちでここまで歩んでまいりました。日本語教師としてのキャリアはまだまだこれからですので、参考になるかどうかはわかりませんが・・・ここでお会いできたのも何かのご縁ですので、ざっくばらんに、みなさんといろいろお話できればと思います。よろしくお願ひ致します。

2. 留学生に教える

氏名：笠原 一枝（かさはら いちえ）
所属：公益財団法人 京都日本語教育センター
職名：主任教員



＜プロフィール＞

龍谷大学大学院在学中に、財団法人京都日本語教育センターに非常勤講師として採用され、日本語教師となる。
その後専任講師に、2017年10月より主任教員になり、現在に至る。
初級レベルから上級レベルまでを担当。また、大学の短期プログラム、企業の日本語研修プログラム、大学の日本語教育実習指導も担当している。

＜メッセージ＞

日本語学校での仕事として、教えることはもちろん、教材開発、教師研修、学内研究会の開催なども行っています。また、本校では、地域・文化団体・企業との連携にも力を入れています。
日本語学校に興味をお持ちの方と、多様な学習者のいる本校の実際の授業や様々な活動についてお話しし、意見交換ができたら幸いです。

3. 就労希望者に教える

氏名：平山 智之（ひらやま ともゆき）
所属：一般財団法人 日本国際協力センター（JICE）
職名：主任日本語講師



＜プロフィール＞

養成修了後、2006年に海外の大学に赴任し、現地で日系企業従業員の日本語教育にも携わったことから、就労者の日本語教育に关心を深める。その後、国内一般企業での就職を経て、EPA看護師・介護福祉士候補者や就労を目指す定住外国人の方々を中心に日本語教育を行う。並行して、修士課程でも就労という社会活動への参加過程を支援する教室・教師の役割について理解を深めようと努め、現職を通しても学び続けている。

＜メッセージ＞

「就労者に対する日本語教育」といっても対象となる「就労者」の置かれた状況は多様です。JICEが厚生労働省から委託を受け実施している「外国人就労・定着支援研修」の受講者も、そのことを物語っています。当センターでの活動も含め、就労者に対する日本語教育に关心のある方と話しながら、日本語教育に関わる私たちの役割について考えられたらと思います。

4. ビジネスパーソンに教える

氏名：長崎 清美（ながさき きよみ）
所属：特定非営利活動法人 日本語教育研究所
職名：理事 研究員



＜プロフィール＞

鉄鋼メーカー勤務を経て、1992年より日本語教育に従事。日本語学校、専門学校、大学などで日本語教師として外国人留学生向けの日本語クラスを担当。その後、青年海外協力隊でケニアに赴任し、帰国後は、好奇心のおもむくまま、日本語教師養成、外国人児童向け教材開発プロジェクト、また大学の研究室など、日本語と外国人に関する仕事に従事。現在は、日本語教育研究所にて、ビジネスマンへの日本語研修のコーディネート、ビジネス日本語を教える人材育成にも力を注いでいる。駒澤大学、東京工芸大学非常勤講師。

＜メッセージ＞

日本語を教え始めてから、20数年が経ちました。「広く、浅く」日本語教育に関わってきた私が行きついたのが、「日本語を使って働く人」への日本語教育です。今後も増え続ける私たちの仲間に 대해서、日本語のプロとしてどんなサポートをしているのか、お伝えしたいと思っています。

5. 介護職希望者に教える

氏名：内村 浩子（うちむら ひろこ）
所属：アークアカデミー研修事業部
職名：EPA部 教務次長



＜プロフィール＞

国内や海外で日本語教育に従事した後、アークアカデミーに入社。
日越経済連携協定（EPA）に基づくベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対する（訪日前）日本語研修事業に教務責任者として、2015年12月より、第4陣～第6陣までベトナム赴任。
日本帰国後も同じくEPAの訪日後研修を担当するなど、看護・介護分野へ進む外国人への日本語教育支援を中心に従事している。

＜メッセージ＞

外国人労働者の受け入れを日本社会としてどうしていくべきか、という時を迎えてると思います。その中で、介護分野における外国人に対する日本語教育支援事業に携われることは非常にやりがいのある仕事だと思っています。ベトナムで一緒に学んできた学習者と日本で会い、彼らの日本語と社会人としての成長を実際に感じられる機会は、とても励みになっています。

6. 小学校で教える

氏名：山田 文乃（やまだ あやの）
所属：大阪市立高津小学校
職名：指導教諭



＜プロフィール＞

教員歴22年目。大阪市内の複数の小学校で外国にルーツをもつ子どもを含む多様な子どもたちと関わってきたほか、インドネシアの在外教育施設である日本人学校で勤務した経験をもつ。昨年度は、兵庫教育大学教職大学院で多文化共生をテーマにした研究に専念した。今年度は、公立小学校で、日本語指導が必要な子どもたちを抽出して基礎的な日本語を教えたり、クラスに入り込んで担任の行う授業の支援を行ったりしている。また、週の半分は、多文化共生教育相談ルームで勤務し、大阪市内の学校園から、外国にルーツをもつ子どもの受け入れに関する相談を受けている。日本語指導や多文化共生教育、やさしい日本語などの情報を提供している。

＜メッセージ＞

学校の教育課程内における日本語指導には教員免許が必要です。但し、急激な「内なるグローバル化」に伴い、日本語指導の必要な児童・生徒が急増しているため、現場の教員と日本語指導の専門家でチームティーチングを行うことも増えています。また、外国にルーツをもつ児童・生徒の学校生活や学習を支える支援員制度が様々な自治体に設置され、教室に入り込んで活動できる機会も増えました。日本語指導を専門的に行うセンター校では、少人数による日本語指導を毎日実施しています。様々な関わり方が教育現場にあり、資格の有無に拘わらず日本語指導に関わることも可能です。

7. 高校で教える

氏名：白石 素子（しらいし もとこ）

所属：大阪府立門真なみはや高校

職名：教諭 外国人生徒主担



＜プロフィール＞

私立高校で国語講師の勤務後、2005年～2007年 JICA青年海外協力隊の日系社会青年ボランティアとしてパラグアイ国で、日本語学校教師として赴任。

2008年より大阪府立門真なみはや高校に勤務。日本語指導担当として常勤講師を経て、現在国語科教諭として、日本語、国語指導。なみはや高校は外国人特別入試があるため、外国ルーツの生徒が多く、現在、外国ルーツの生徒を支援するプロジェクト主担4年目。

＜メッセージ＞

日本に在住する外国ルーツの子どもたちを対象に日本語の支援を行っています。学校教育における支援は、日本語指導だけではなく母語指導や保護者対応、生活面と多岐に及びます。子どもたちが、日本社会でルーツに誇りを持ち、自己実現できる力をつけてほしいというのが私たち支援者の想いです。

8. 夜間中学で教える

氏名：戸根 美紀（とね みき）

所属：八尾市立八尾中学校夜間学級

職名：教諭



＜プロフィール＞

1998年より中学英語教諭として、八尾市立中学校に勤務。初任校で、日本語が話せない生徒の入学とその保護者との連携に直面している学校現場の実情を知り、「語学習得の大切さ」を痛感する。自身の英語教授力を高めるため、研修制度を利用して、一年間の語学留学。オーストラリアで2003年TESOLコースを修了。復職後、日本語教師養成講座を受講し、2009年に修了。2017年より、八尾中学校夜間学級に勤務。現在、夜間中学の教員および近畿夜間中学校連絡協議会の事務局員として、校内外の仕事に携わりながら、日本語教育能力検定の勉強中です。

＜メッセージ＞

今年度（4月）、近畿地区の夜間中学校は、272名の新入生を迎えました。夜間中学校では、義務教育を求めて、さまざまな国籍・年齢の人々がともに学んでいます。多岐にわたる生徒のニーズに対して、学校現場は直面する日々の課題に取り組んでいます。とりわけ、日本語が十分に話せない生徒の在籍数が増え続けている実情から、学校教育における日本語教育への対応は大きな課題となっています。また、様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校を卒業した人の学び直しの場としても期待されています。「夜間中学校」の現場の様子をお伝えしたいと思います。

9. 起業に生かす

氏名：久我 瞳（くが ひとみ）
所属：Semiosis 株式会社・名古屋外国語大学
職名：Semiosis 株式会社 共同創業者・
名古屋外国語大学 非常勤日本語教員



＜プロフィール＞

国外での日本語学校・大学で日本語教師として勤務した後、南山大学の博士後期課程に進学。2015年、大学院で出会ったメンバーと共に、語学教育用のアプリケーションを開発する Semiosis 株式会社を立ち上げる。

2017年、Semiosis で独自開発した電子教材制作ソフト Finger Board が EdTech Japan Pitch コンテストで選ばれ、日本代表としてアメリカの SXSW 2018 に出展参加。

現在は Semiosis にて Finger Board による教材制作のアドバイザーとして、また、教師用及び学習者用の電子教材を制作する電子教材クリエーターとして活動。2018年からは名古屋外国語大学の日本語講師として日本語教育の現場にも携わる。

＜メッセージ＞

わたしたちは、学問や実用技能としての日本語教育だけでなく、『楽しむ』ものとしての日本語教育を広めていきたいと考えています。タブレットやスマホをはじめとする ICT 機器によって、楽しみながら学ぶ／教えるためにどんなことができるのか、日々追求しています。

日本語教育に携わりながら新しく何かを始めたい方、Semiosis の活動に興味のある方、一緒に日本語教育の将来について話しましょう！

10. 地方公共団体で生かす

氏名：瀬川 万有美（せがわ まゆみ）
所属：堺市文化観光局国際部国際課
職名：非常勤職員



＜プロフィール＞

大学で日本語教育を学び、卒業後、非常勤講師として国内の日本語学校に勤務。4年の勤務を経て、青年海外協力隊に応募し、日本語教師隊員として中国の大学で2年間活動。

帰国後、短期臨時職員として堺市役所に1年間勤務し、その翌年、多文化共生担当の非常勤職員として採用され、現在に至る。また、堺市役所での勤務の他に、民間の日本語教師養成講座での非常勤講師や定時制高校に在籍する外国にルーツを持つ子どもの学習支援に携わった経験もある。

＜メッセージ＞

「市役所」という日本語教育とは一見縁のなさそうな職場で働き始めて約10年になります。市役所では、主に地域にある民間ボランティア団体主催の日本語教室に対する側面支援や在住外国人への日本語学習支援に携わるとともに、「やさしい日本語」の普及に向けた職員及び市民向けの研修を企画・実施したりしています。

日本語教育の知識や経験が今の仕事にどのように活きているのか、市役所でどんな仕事をしているのかなどについてお話しできたらと思っています。ご関心のある方のご参加をお待ちしています。

11. 「やさしい日本語」で生かす

氏名：高橋 佐代子（たかはし さよこ）
所属：京都YMC国際福祉専門学校 日本語科
職名：非常勤講師

＜プロフィール＞

1986年 現・一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
専任日本語講師として、日本語教師としてのキャリアをスタート。
1990年 同協会退職。
1994年 宇治国際交流クラブ日本語教室（日本語支援ボランティア教室）を立ち上げる。
2001年 京都YMC国際福祉専門学校日本語科、非常勤講師となる。
2002年 京都にほんごRings（京都府下日本語支援ボランティア教室のネットワーク）が発足。
宇治国際交流クラブ日本語教室の京都にほんごRings担当となる。
2008年 京都府国際センターから依頼された「やさしい日本語」版防災ガイドブック作成作業
に京都にほんごRingsの一員として携わる。
2009年 「やさしい日本語」有志の会が発足。会員となる。
2019年現在に至る。

＜メッセージ＞

日本語教師として仕事をするだけではなく、地域の日本語支援ボランティア教室に関わったことで視野が広がりました。「やさしい日本語」が自然に話せる日本語教師はそれを広めることで「みんなが共存できるやさしい社会」の実現に一役買えるのではないかと思います。

12. 420時間日本語教師養成講座で教える

氏名：坂本 麻子（さかもと あさこ）
所属：KEC日本語学院
職名：日本語教師養成講座 420時間コース非常勤講師



＜プロフィール＞

国語教師を経て、1998年にメキシコで日本語教師としてのキャリアをスタート。以降、アメリカ、ブラジル、日本で、留学生や生活者、ビジネスマン、年少者など様々な外国人を対象に教えてきた。現在は、大学での留学生教育と並行して、KEC日本語学院で教師養成に携わっている。

＜メッセージ＞

講座受講者が教えたいと希望する所は、日本語学校もあれば、年少者対象の小中学校もあります。海外へ行きたいと言う方も少なくありません。異なる国や学校などでいろいろな学習者に教えてきた経験を、教師養成で活かすことを通して、これまでお世話になってきた日本語教育界に微力ながら貢献できればと思っています。

養成講座講師の業務やそのやりがい、講座の内容など、教師養成に関心のある方だけでなく、受講したいと考えておられる方にもお役に立てるようなことを、お伝えしたいと思います。

13. 教育委員会で生かす

氏名：人見 美佳（ひとみ みか）
所属：目黒区教育委員会
職名：国際理解教育支援員（日本語教育コーディネーター）



＜プロフィール＞

2011年3月 関西外国語大学国際言語学部 卒業（中学・高校第一種教員免許状（英語）取得、日本語教員養成課程修了）。2013年3月 早稲田大学大学院日本語教育研究科修士課程 修了（高校生を対象に、年少者日本語教育実践について研究）。2013年6月 目黒区教育委員会事務局国際理解教育支援員 奉職（現職）（区立小・中学校の日本語教育システムの管理・運営、教員研修及び日本語指導）。

著書に、「目黒モデルの実践」川上郁雄編『公共日本語教育学—社会をつくる日本語教育—』（くろしお出版）など。

＜メッセージ＞

私の根幹は、「子ども好き」、「ことば好き」でできています。そのため、大学院に入学するときから、年少者を対象とした日本語教育に携わりたいと思っていました。今もその気持ちは変わらず、年少者日本語教育というフィールドでキャリアをデザインし続け、中でも私は、日本語を教える先生たちを支える仕事をしています。これからは、そんな「子どもが好きで、ことばが好きな人たち」が活躍できる場が広がり、またそれを支える立場も大事になってくると思います。一緒に年少者日本語教育にどのように貢献でき得るか考えられたらと思います。

14. 出版社で生かす

氏名：平井 美里（ひらい みさと）
所属：株式会社アスク出版
職名：編集



＜プロフィール＞

フリーランスのライターとして働いていたが、ライターとして専門分野を持ちたかったこと、海外で生活してみたかったことから、日本語教師養成講座 420 時間を受講（千駄ヶ谷日本語教育研究所）。その後、青年海外協力隊の日本語教師隊員としてウズベキスタンのタシケント法科大学で活動。2015年12月に株式会社アスク出版に入社し、ウェブマガジン「日本語教育いどばた」を立ち上げた。産休・育休を経て、2018年8月から編集部で働いている。最近担当したのは『介護のほんご1年生—現場でさいしょに使うことば・表現』。

＜メッセージ＞

日本語教育業界には、別の業界からの転職者もたくさんいます。当社の編集部日本語チームに最近3人の新人が入ったのですが、大学院新卒、別の業界から日本語教師を経て転職、元留学生とバラバラです。日本語教育未経験での転職が「遅いスタート」ではなく、多様な経験として仕事に生かせるところが日本語教育業界のよさではないでしょうか。みなさんとそういうお話をしたいと思っています。また弊社ウェブマガジン「日本語教育いどばた」の連載「日本語教師の履歴書」と「センパイ！大学院って何をすればいいんですか!？」もキャリアパスの参考にしてください（宣伝）。

<メモ>

＜2日目＞

文化庁日本語教育事業 パネル展

日 時：令和元年10月13日（日）

10:00～12:00

場 所：京都工芸纖維大学3号棟

2階 0323講義室



文化庁日本語教育事業 パネル展

パネル展では、文化庁の日本語教育事業を活用した各地の実践を発表していただきます。興味のある団体や発表者のブースを回って、報告をお聞きください。各ブースにある作成教材や資料等を実際に手に取って御覧いただけますほか、担当者に直接質問をしたり意見交換をしたりすることができます。



1. 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(1) 地域日本語教育実践プログラム（A）

	都道府県	団体名	事業名
1	愛知県	愛知県	地域における初期日本語教育モデル事業
2	大阪府	大阪府教育委員会	識字・日本語教育の支援力強化事業
3	福岡県	NPO 多文化共生プロジェクト	福岡市及びその近郊で活動する日本語ボランティアのためのカリキュラム案の普及を基軸にしたエンパワーメント事業
4	佐賀県	佐賀県日本語学習支援“カスタネット”	佐賀県在住の外国籍住民への日本語教育支援事業「サガン日本語支援モデル・プロジェクト」2018

(2) 地域日本語教育実践プログラム（B）

	都道府県	団体名	事業名
5	京都府	公益財団法人 京都府国際センター	地域との協働による持続可能な日本語教育体制整備事業
6	大阪府	大阪市教育委員会	「日本語学習を通した学習者の生活課題等に対応する学びの場の体制づくり」事業

2. 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

地域日本語教育スタートアッププログラム

	都道府県	団体名
7	石川県	中能登町教育委員会
8	佐賀県	鳥栖市

3. 日本語教育人材・養成研修カリキュラム等開発事業

	都道府県	団体名	事業名
9	大阪府	関西大学	関西大学大学院外国語教育学研究科「日本語教育専門家養成講座」の見直し・拡充委員会の開催
10	静岡県	一般社団法人 グローバル人財 サポート浜松	地域に資する日本語学校の社会的合意形成と日本語教育人材の育成カリキュラム開発事業
11	東京都	一般財団法人 日本語教育振興協会	日本語教育コーディネーター【主任教員】研修開発事業
12	東京都	公益社団法人日本語 教育学会	日本語教育学会の人材、知財、ネットワークを活かした中堅日本語教師のための研修事業

＜2日目＞

IT・通信による日本語教育
～ちょっとのぞいて触ってみよう！～

日 時：令和元年10月13日（日）

12：00～13：30

場 所：京都工芸纖維大学3号館

2階0322講義室



IT・通信による日本語教育～ちょっとのぞいて触ってみよう！～

近年、学習者の増加や通信技術の発達により、日本語教育の在り方も多様化しています。インターネットやスマートフォン、通信による学習の支援など、その形態はさまざまです。ここでは、こうした「IT・通信」を活用した日本語教育を実施している先進的な団体に、その教材や学習支援の方法について紹介していただきます。



	団体名	紹介教材名
1	独立行政法人 国際交流基金 関西国際センター	<ul style="list-style-type: none"> ・JF にほんご e ラーニング みなど（まるごと日本語オンラインコース、ひらがな A1 自習コース、カタカナ A1 自習コース、漢字 A1-1 自習コースなど） ・まるごと + ・HIRAGANA Memory Hint ・KATAKANA Memory Hint ・KANJI Meomory Hint 1,2,3
2	学校法人 江副学園 新宿日本語学校	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地をつなぐ授業
3	名古屋大学 国際言語センター	<ul style="list-style-type: none"> ・とよた日本語 e ラーニング ・日本語を動画で学ぼう - 反転授業のための動画 ・動画で学ぶビジネス日本語
4	角南北斗（フリーランス）	<ul style="list-style-type: none"> ・かいごのご！ ・外国出身保護者のための幼稚園・保育園の連絡帳を書こう！ ・経済のにほんご ・外国につながりを持つ中高生のための学習語彙用例集
5	京都教育大学 外国人の子どもの教育を考える会	<ul style="list-style-type: none"> ・YouTube による多言語対応版算数・数学動画コンテンツ *児童生徒等に対する教科教育を主目的としたコンテンツです。
6	宮崎大学 語学教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔日本語 e ラーニングコンテンツ にほんごさるく
7	Semiosis 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電子教材作成アプリ「Finger Board」 ・日本語学習者向け電子教材「Magic Pocket」シリーズ ・日本語教師向け電子教材「Magic Kit」シリーズ

＜2日目＞

日本語教育テーマ別実践報告会

日 時：令和元年10月13日（日）

13:30～15:30

場 所：京都工芸繊維大学3号館

第1分科会：2階 0321 講義室

日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

第2分科会：3階 0331 講義室

「やさしい日本語」で発信！
～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える、
日本語教育人材にできること～

第3分科会：1階 0312 講義室

地域日本語教育が持つべき関連分野の視座
～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

※分科会終了後、テーマ別実践報告会報告・総括が3階 0331講義室にて開催されます。

※第1～3分科会は事前申込制となっています。
なお、各分科会の資料は、後日文化庁ウェブサイトに掲載いたしますので、そちらを御参照ください。



第1分科会 日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは ～その資質・能力、教育内容から考える～

文化審議会国語分科会では、平成31年3月に「日本語教育人材の養成・研修について（報告）改定版」が取りまとめられました。その中では、これまで提示されていた養成段階だけでなく、現職日本語教師も対象としました。また、この報告書では、現職日本語教師を「活動分野」で分け、活動分野ごとに求められる資質・能力、教育内容についても提示しました。そこで、本分科会では、中でも日本語教師・初任（就労者）研修に焦点を当て、今回の報告書を概観し、提示された資質・能力、教育内容について、各現場からの視点をもとに議論を行います。さらに、各報告者からの現場での研修の様子の報告をもとに、日本語教師・初任（就労者）研修で育成が期待される日本語教師の専門性について検討を行います。

●登壇者（4名）

○ファシリテーター

古川 智樹（関西大学）

○発表者

- ・大石 寧子（一般財団法人 日本国際協力センター（JICE））
- ・長崎 清美（特定非営利活動法人 日本語教育研究所）
- ・新山 忠和（一般社団法人 応用日本語教育協会、
学校法人 吉岡教育学園 千駄ヶ谷日本語学校）

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

〔進行〕

○古川 智樹（ふるかわ ともき）

関西大学 国際部
国際教育センター 副センター長 准教授



＜プロフィール＞

愛媛県松山市出身。愛知教育大学教育学部（日本語教育コース）卒業、名古屋大学大学院国際言語文化研究科日本言語文化専攻博士前期・後期課程を修了し、博士号（文学）を取得。日本学術振興会特別研究員、関西大学国際教育センター特任常勤講師を経て、現職。専門は日本語教育学。大学在学時からこれまで、地域の日本語教室ボランティア、企業内日本語教室、日本語学校、日本国内の大学、中国の大学と、様々な教育機関で日本語教育に携わる。現在は、交換留学生、学部・大学院の正規留学生の日本語教育及び留学生のキャリア教育、就職支援を主に担当している。

〔現在取り組んでいる主な事業（関西大学が採択校となり取り組んでいる事業）〕

- ・文部科学省「住環境・就職支援等留学生の受入れ環境の充実事業」
- ・文部科学省「留学生就職促進プログラム」
- ・文化庁「2019年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」

＜メッセージ＞

昨今の就職活動スケジュールの変革、入管法改正（在留資格「特定技能」の新設）、新「特定活動」の公布等によって、外国人材が日本で働くことができる職種・業種の拡大、そして受入れ環境の整備は着実に進んでおり、今後外国人就労者はますます増加していくと思われます。そして、それに伴い、それらの外国人材と日本社会を結ぶ日本語教師に求められる役割、資質、能力も多様化しており、様々な言語学習・言語教育にまつわる「変化」の過渡期に私たちは今まさに立ち会っていると思われます。

そのような中で、この分科会では、平成31年3月に取りまとめられた「日本語教育人材の養成・研修について（報告）改定版」の中の「日本語教師・初任（就労者）」研修に焦点を当て、日本語教員養成を行っている有識者の方々、そして分科会参加者の皆様と共に、外国人就労者に対して教育を行う日本語教師に求められる資質・能力、専門性、さらに教員研修のあり方を探っていきたいと思っています。

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

〔報告者〕

○大石 寧子（おおいし やすこ）

一般財団法人 日本国際協力センター（JICE）

統括主任日本語講師



〈プロフィール〉

略歴：1983年より日本語学校等で日本語教育に携わり、1986年より国際協力サービスセンター（現 日本国際協力センター/JICE）で国際協力機構（JICA）の海外及び本邦研修における「技術研修のための日本語」に従事。OPIを取り入れた授業の実施や、教材開発、教師養成等を行う。また、国内外の日本語教育の調査、日本人材開発センター（ラオス）や、関西における技術研修のための日本語ネットワークの立ち上げなども担当。2002年より徳島大学国際センターで、日本語教育や教員養成を担い、アジア人財資金構想事業、地域連携及び支援等を実施。現在は再びJICEで「就労のための日本語」や留学生定着支援コースなどのコースデザイン・教材作成・コース運営等に関わる。

委員歴：日本語教育学会評議員・大会委員会委員、国立大学日本語教育協議会理事、徳島県教育委員会「帰国・外国人児童支援連絡協議会」委員等

〈メッセージ〉

昨今の日本語教育は学習者のニーズが多岐に渡り、日本語教師には分野別日本語教育において①知識、②実践のためのスキル、③その分野・学習者・社会に対する姿勢が従来よりはるかに必要となっています。JICEの「就労者に対する日本語教師初任者研修」では、就労分野における①-③に焦点をあて、これまでってきたJICEでの授業経験も含み、参加者の皆さんを受け身でなく参加できるワークショップを軸に展開します。

〈所属団体紹介〉

JICEは「我が国と諸外国との互恵関係の強化に資する事業を通じて、国際社会の発展に寄与すること」を目的とする団体です。日本語教育においても、40年間の実績があり、海外からの研修の方や、留学生等の多くの方々の日本語講習を実施しています。また、就労者を対象とする「はたらくための日本語」分野にも注力しています。

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

＜研修内容＞

[研修名]

就労者に対する日本語教師初任者研修

[対象]

日本語教師【養成】修了後、日本語教師として教室での指導経験を有し、就労者への指導経験が0～3年程度の初任者

[目的]

就労者に対する日本語教育の土台となる知識・技術を教育実践にどのように生かせるのか、自分なりの視点を形成でき、就労者に対するよりよい教育のあり方・実践を追求する態度をもつ教師を育成します。

[具体的な研修内容]

事前課題を通した多様な情報へのアクセス・個々の思考活動と、集合研修でのワークシヨップ・演習・講習を組み合わせた研修です。集合研修では、就労者と、彼らに関わる就労支援機関・就労先・コーディネーター等からの生の声に触れながら、教育現場を考える広い視点の形成を促進します。また、就労者のキャリア支援、就労へ参加していくための課題遂行支援に関する指導や評価等を重点的に整理します。就労者に対するコースデザインの意図を理解・分析でき、それを踏まえた適切な教育実践に向かうため、参加者自身が様々な活動を重ねていく研修です。（30時間・全6回）

[日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは]

従来の日本語教師養成ではカバーしきれないのは、就労者に対する日本語教育でも同様です。「就労のための日本語」を指導する日本語教師には、①外国人就労者の現状や世の中の動きへの理解（法整備等の状況を含む）、②キャリア支援の視点、③学習者の多くが自国・日本で就労経験があり、一刻も早く職を得たいと考えている成人であることへの理解と配慮、④③の学習者への指導法（課題達成型など）の獲得、⑤インストラクターとしてよりはファシリテーターとしての関わり方、⑥日本の企業文化・慣行などの授業への取り込み、などが求められます。

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

〔報告者〕

○長崎 清美 (ながさき きよみ)

特定非営利活動法人 日本語教育研究所
理事 研究員



〈プロフィール〉

鉄鋼メーカー勤務を経て、1992年より日本語教育に従事。日本語学校、専門学校、大学などで日本語教師として外国人留学生向けの日本語クラスを担当。青年海外協力隊に参加し、ケニアの観光専門学校で活動。帰国後は、日本語教師養成、外国人児童向け教材開発などにも従事する。現在は、日本語教育研究所にて、ビジネスパーソンへの日本語研修コーディネート、ビジネス日本語を教える人材育成などに従事。また、大学では、留学生の就職活動サポートなどを行なっている。

駒澤大学、東京工芸大学非常勤講師。

〈メッセージ〉

同僚や部下、取引先に外国人がいるのがあたりまえの時代がやってきました。日本語教育研究所では、現在、多くの企業から日本語研修の依頼を受けています。そこで得た知見をもとに、弊所のネットワークをフルに活用し、今回の研修をスタートさせました。

〈所属団体紹介〉

日本語教育研究所は、日本語教育領域におけるコンサルティング及びソフト開発事業を展開する企業を前身に設立されました。10年余の活動を経て、2003年に特定非営利活動法人に移行し、以後、日本語教育の発展、国際社会の日本語・日本文化への理解促進に寄与するための活動を続けております。

具体的には、下記の4事業を軸に、日本語教育各方面のニーズに応える活動を展開しています。

- ・日本語教育に関する調査・普及啓蒙事業
- ・日本語学習者支援事業
- ・日本語教師支援事業
- ・日本語教育支援事業

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

＜研修内容＞

[研修名]

「日本語教育研究所の多様な研修実績及び人材を活かした就労者に対する日本語教師養成のための研修事業」

[対象]

- ・日本語教師経験のある方
- ・これからビジネスパーソンに日本語を教えたいと考えている方



[目的]

就労者に対する日本語教育の現状を踏まえ、就労の現場における業務遂行のための実践的な日本語能力を育成できる日本語教師の養成及びそのためのカリキュラムの作成を目的としています。

[具体的な研修内容]

第1期（理論）

就労者に対する日本語教育の現状、教師に求められる能力について理解する。

第2期（ワークショップ）

実際にどのように研修、レッスンが行われているのかをワークショップなどを交えて学ぶ。

第3期（個別実習）《2020年度実施予定》

第2期の研修をもとに、受講者個人による実習を複数行い、実践的な技能を養成する。

※本研修は、Web会議システムを利用して遠隔地からも受講が可能

[日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは]

外国人就労者の抱える問題や将来へのビジョンを把握したうえで、個々の状況に合わせた日本語教育のデザインができる力、また、学習者に目を向けるだけでなく、受け入れ側の企業との信頼関係を築き、学習者を教室の中に閉じ込めず、社会へとつなぐ役割が求められる。それには、「日本語」だけではない現代社会への興味関心、また、多様な文化に対する感性を磨き続ける姿勢が重要なのではないかと考えている。

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

〔報告者〕

○新山 忠和（にいやま ただかず）

一般社団法人 應用日本語教育協会 事務局長

学校法人 吉岡教育学園 千駄ヶ谷日本語学校 副校長



＜プロフィール＞

鹿児島生まれ。同志社大学卒業後、楽器メーカー勤務を経て、1996年より千駄ヶ谷日本語教育研究所専任講師。一般日本語教育、進学予備教育、ビジネス日本語教育に携わり、地域の日本語教育支援、教材開発、テスト開発、1999年からは千駄ヶ谷日本語教育研究所日本語教師養成講座で教師養成、校内の教師研修にも従事。放送大学大学院文化科学研究科修士課程修了。現在、学校法人吉岡教育学園千駄ヶ谷日本語学校副校長。公益社団法人日本語教育学会代議員、一般社団法人全国日本語教師養成協議会事務局長を兼務。

＜メッセージ＞

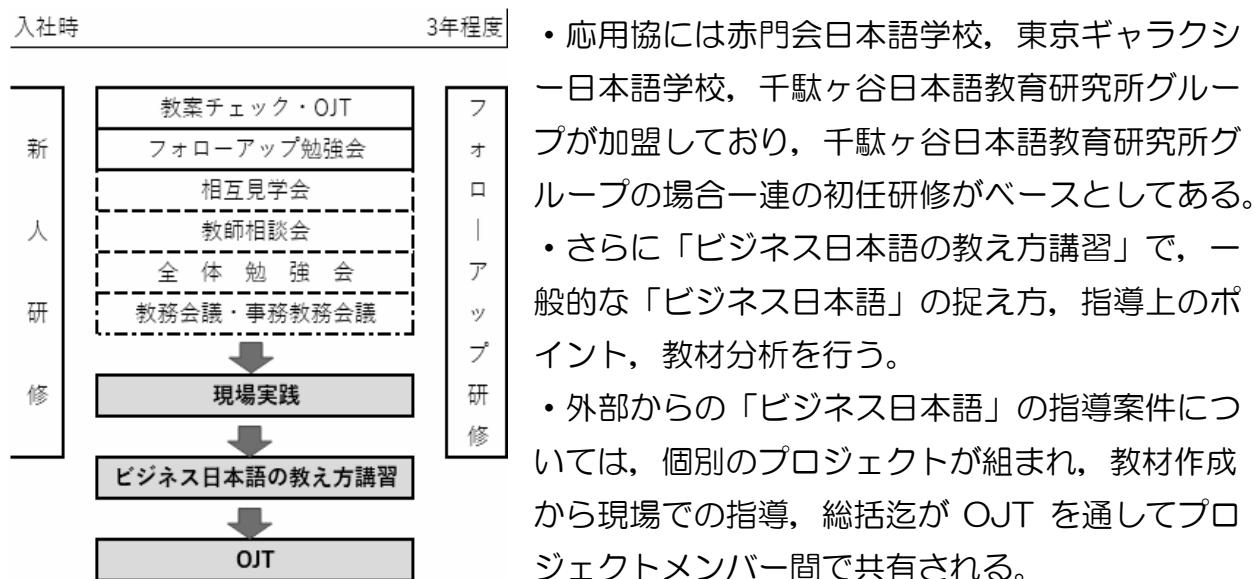
昨年から今年にかけて日本語教育が新聞の一面でも取り上げられ、4月から新たな在留資格もスタートしましたが、分野別の日本語教育とその評価についてはまだまだ普及、浸透していないと思います。日本語教師の養成段階では、教師として現場に立つための専門性を身につけますが、さらに一歩進んで活動分野や指導する学習者に応じた専門性を身につけた日本語教師による日本語教育と、それに対応した評価がもっともっと認知され、普及、浸透していくよう努める必要があると思っています。

＜所属団体紹介＞

一般社団法人応用日本語教育協会（応用協）は、2007年からSTBJ標準ビジネス日本語テストを展開している。現在、中国、ベトナム、スリランカで年4回開催されており、法務省が認める日本に入国する外国人の日本語能力参考資料ともなっている。応用協では、テストの開発を通して、外国人材に求められる能力、またその測定方法を検討してきた。テストに準拠したビジネス日本語教材、問題集の中では指導者に向けて学習内容をいかに効果的に指導するか、というヒントも述べられている。

[第1分科会]
日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは
～その資質・能力、教育内容から考える～

＜研修内容＞



＜応用協による「就労者に対する日本語教師【初任】研修カリキュラム＞

[対象]

日本語教師【養成】を修了し、新たに就労者に対する日本語教師に携わる者

[目的]

- ・就労者に対する日本語教師の「知識」、「技能」、教育者たる「態度」を有する人材の育成。
- ・就労者の置かれた立場や勤務先の状況等も理解し、配慮でき、就労者のコミュニケーション能力の向上に資する自律的成長力を有する日本語教師の育成。

[具体的な研修内容]

現職者が学びやすく継続しやすいeラーニング35時間と、事例研究や他の研修生との協働的学習を盛り込んだスクーリング24時間を取り入れた60時間の研修。外国人材の受け入れに関する社会的背景、就労現場における異文化受容・適応、多様な就労者に対する日本語教育の実際、コースデザインや指導法等をeラーニングで学び、指導法や評価に関する実践をスクーリングで行うプログラム。

[日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは]

学習者の成長を促す日本語教師としての一般的な専門性に加えて、就労者の多様性や置かれている立場、法的地位も含む社会的背景、3年以内の離職率3割の背景に関する理解と問題意識、異文化適応能力の育成、日本の企业文化理解を促す教育実践、就労者のキャリアアップを支援する姿勢が求められると考えている。

第2分科会
「やさしい日本語」で発信！
～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える
日本語教育人材にできること～

「やさしい日本語」ということは、皆さんも耳にしたことがあるのではないでしょうか。全国で「やさしい日本語」の取組が大きな広がりを見せてています。文化庁でも「生活者としての外国人」のための日本語教育事業で「やさしい日本語」の取組を支援してきました。また、平成31年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）改定版では、日本語学習支援者に求められる資質・能力として、「分かりやすく伝えるために、学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる」「学習者の発話を促すために、耳を傾けるとともに、自身の発話を調整することができる」という技能が盛り込まれました。「やさしい日本語」に関わる国の施策や自治体の取組、地域の活動事例を通して、多様な取組を知る機会を持つとともに、「やさしい日本語」が日本社会をどのように変えていくか、今後の可能性について議論し、外国人の日本語教育・学習支援に関わる私たちに何ができるか、皆さんと一緒に考えたいと思います。

●登壇者（5名）

○ファシリテーター

土井 佳彦（特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海）

○発表者

- ・水野 義道さん（京都工芸繊維大学 名誉教授）
- ・栗又 由利子さん（株式会社 きぼう国際外語学院）
- ・岩田 一成さん（聖心女子大学）

○コメンテーター

ハッカライネン・ニーナさん（外国人女性の会パルヨン）

[第2分科会]

「やさしい日本語」で発信！

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

〔進行〕

○土井 佳彦（どい よしひこ）

特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海
代表理事



＜プロフィール＞

広島市出身。大学で日本語教育を学び、卒業後は留学生や海外技術研修生らを対象とした日本語教育に従事。同時に、地域の日本語教室にもボランティアとして参加。2008年度より多文化共生分野の中間支援 NPO「多文化共生リソースセンター東海」の設立に参画し、翌年、NPO法人となり代表理事に就任。2011年に起きた東日本大震災以降、「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションのあり方について、議論と実践を重ねている。愛知県『『やさしい日本語』の手引き』の作成及び「やさしい日本語アプリ」の企画開発を担当。「やさしい日本語」の翻訳や研修等を多数手がける。

一般財団法人自治体国際化協会「地域国際化推進アドバイザー」(2011～), 文化庁「地域日本語教育施策推進アドバイザー」(2016～), 公益社団法人日本語教育学会「社会貢献委員会」委員(2017～), NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会代表理事(2018年～), 移民政策学会理事(2019～)等を務める。

＜メッセージ＞

私は「やさしい日本語」に対して、「『やさしい日本語』というものは無いのだ」というスタンスで関わっています。そういう立場から、本分科会では「やさしい日本語」に関わる登壇者や関心を持たれている参加者の皆様と、それぞれの「やさしい日本語」への向き合い方についても考える機会になればと思います。

＜団体概要＞

東海地域における多文化共生分野の中間支援 NPO として 2008 年設立、翌年 NPO 法人となる。近年は主に地域日本語教育、災害時外国人支援、外国にルーツを持つ子どもたちの発達に関わる課題の 3 つに全力でチャレンジしている。

[第2分科会]
「やさしい日本語」で発信！
～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

〔報告者〕

○水野 義道（みずの よしみち）

京都工芸纖維大学
名誉教授



＜プロフィール＞

1953年静岡県生まれ。大阪外国語大学中国語学科卒業。大阪大学大学院日本学専攻博士後期課程中退。国立国語研究所日本語教育センター研究員を経て京都工芸纖維大学助教授、准教授、教授の後、2019年3月定年退職。

大学では外国人の日本語教育および日本人の中国語教育を担当。

「減災のための『やさしい日本語』研究会」の一員として「やさしい日本語」の研究・普及活動を行ってきている。

＜メッセージ＞

阪神淡路大震災をきっかけとして始められた「やさしい日本語」の研究・普及活動にかかわるようになって20年あまりになりました。始めの頃は研究グループ内の活動が中心でしたが、国内の外国人居住者の増加や地震の多発等を背景として「やさしい日本語」が社会的に注目されるようになってきました。「やさしい日本語」を多くの日本人に理解していただいて、日本で生活する外国人の安全・快適な生活環境作りに役立てることを願っています。

＜団体概要＞

団体名：減災のための「やさしい日本語」研究会

弘前大学の佐藤和之教授を中心として、弘前市の行政、消防、医療関係者および日本語学・日本語教育学・工学・統計学を専門とする研究者をメンバーとして、日本に在住する外国人が地震等の災害時に情報弱者とならないことを目的として「やさしい日本語」の研究・普及活動を行っています。

[第2分科会]

「やさしい日本語」で発信！

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

〔報告者〕

○栗又 由利子（くりまた ゆりこ）

株式会社 きぼう国際外語学院
日本語教育事業部 主任講師



＜プロフィール＞

栃木県小山市出身。大学卒業後、東京都内の日本語学校で専任講師として7年半勤務。双子の出産を機に小山市に戻る。小山市では外国人児童生徒指導員として3年間小学校で外国人児童生徒に関わる。また、同じ時期に宇都宮市にて日本語学校非常勤講師として勤務。2009年、現在の職場に。平成24年度地域日本語教育コーディネーター研修受講。

現在の職場にて、技能実習生の日本語教育に携わる。また、EPA介護福祉士候補生への国家試験対策講座、地域日本語ボランティア養成講座講師などを担当している。その一方、文化庁委託「生活者としての外国人のための日本語教育事業」を2012年～2017年の6年間受託し、地域日本語教育に日本語教育機関という立場から連携等を模索。「外国人受け入れは、まず受け入れ側の意識改革から」と考え、外国人出演のラジオ番組制作、日本人向け「やさしい日本語講座」を企画。今も、宇都宮にて、事業に携わった方々と、コミュニティーラジオで番組を制作。地域の外国の方、または外国人と関わっている方にお出演してもらい、地域と外国人について語っていただいている。

＜メッセージ＞

「やさしい日本語」は、人と人をつなぐコミュニケーションツール。日本語教育や、外国人、国際〇〇とは関係ないと思っている人にこそ伝えたい。だから、「やさしい日本語って難しい」と思われないようにしたいと思っています。「やさしい日本語で世界が広がった」そんな声が聞きたくて、活動をしています。

＜団体概要＞

株式会社きぼう国際外語学院 HP : www.ajiken.jp

外国人川柳「にほんご・しち・ご」

http://www.nihongo-ews.jp/contents_files/download/?cfid=816&content_id=1111

[第2分科会]

「やさしい日本語」で発信！

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

＜活動内容＞

[事業名]

文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」受託（H24～29）

H29：ラジオ番組作成・出演による在住外国人の社会参加および日本人住民へ向けた
「やさしい日本語」の普及による相互理解促進

H28：「やさしい日本語」による社会参加のための日本語教育と「やさしい日本語」の
地域への普及

H27：外国人、日本人への「やさしい日本語」の普及と「やさしい日本語」による日本語
教育体制整備

[目的等]

外国人の興味関心がある人だけではなく、不特定多数の人に、「やさしい日本語」の
存在、「外国人」の存在、「日本語教師」の存在を知ってもらう。

[取組内容]

- ◎ラジオ放送を使った「やさしい日本語」への取組
- ◎日本人向け「やさしい日本語」講座
- ◎「やさしい日本語」をきっかけとした異文化理解体験

[今後取り組みたいと思っていること]

日本語教師が得意とする異文化理解、言語調整力がいかせる分野にアプローチし、その分野や、団体、企業と協働で、事業を行っていきたいです。また、日本語教師の専門性を活かして持続可能な地域貢献ができる企画・事業を考えていきたいと思っています。「日本語を教える」ということ以外でも、日本語教師が日本語の専門家としてできることはあるのではないでしょうか。例えば、「やさしい日本語」を媒介とした外国人との共生社会をデザインする試みに参加・挑戦することによって、地域のコミュニケーションを豊かにすることができます。そういう活動を通して、日本語教師の専門性の社会的評価・価値を高めていくことにもつながればと思っています。



[第2分科会]
「やさしい日本語」で発信！
～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

〔報告者〕

○岩田 一成（いわた かずなり）

聖心女子大学
准教授



＜プロフィール＞

大学卒業後、日本語教師として青年海外協力隊に参加（中国内蒙自治区派遣）。帰国後、日本語学校が倒産し、大学院に入って学び直す。国際交流基金日本語国際センター、広島市立大学を経て現職。専門分野は日本語文法、日本語教育学。町田市、横浜市や名古屋市で職員向け研修（「外国人にもわかりやすい公用文作成・窓口対応」）に取り組んでいます。著書は『読み手に伝わる公用文：〈やさしい日本語〉の視点から』、『にほんご宝箱 日本で生活する外国人のためのいろんな書類の書き方』（共著）ほか。

＜メッセージ＞

これまでもこれからも、自治体職員さんの研修は大事にしていきたいです。多文化共生社会に向けて重要なことはマジョリティ側の意識改革であり、「やさしい日本語」はそのとっかかりとなるツールです。

＜団体概要＞

「まねきねこ」という団体で活動しています。日本語教育関係者6名からなり、わかりやすく日本語を書き換えるプロ集団です。今回のプロジェクトのために組織したチームですが、今後もニーズがある限り活動は継続するつもりです（他の5人がどう思っているかはわからないんだけど…）。

[第2分科会]

「やさしい日本語」で発信！

～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

＜活動内容＞

[事業名]

『生活・就労ガイドブック』のやさしい日本語化プロジェクト

[目的等]

今年公開された上記ガイドブックを少しでも読みやすくすることです。4月に公開されたときは、短期間で緊急作成だったため、読みにくいというコメントが出ました。それを受けた活動です。

[取組内容]

法務省のウェブ上に今年公開された外国人向け『生活・就労ガイドブック』（100ページにもなる大作！）をわかりやすく書き換える活動です。日本語教育関係者6名がチームを作り懸命に作業を続けてきました。メンバー間で何度も会議を行い、メールで各省庁と往復を繰り返して完成版ができました。入国在留管理庁が間にあって調整を行ってくださっています。情報量を減らすこと、図やイラストを追加してわかりやすくすること、本質的な部分だけ伝えることなど、内容に切り込んだ書き換えを行っています。

[今後取り組みたいと思っていること]

本音を言うと、我々のチームが仕事をしなくても最初から読みやすいガイドブックが出てくるような社会であってほしいなあと思っています。



<http://www.moj.go.jp/content/001297604.pdf>

[第2分科会]
「やさしい日本語」で発信！
～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～

〔コメンテーター〕

○ハッカライネン・ニーナ（はっからいねん・にーな）

外国人女性の会パルヨン

代表理事

＜プロフィール＞

フィンランド出身。

1992年に来日。成蹊大学及び東京大学大学院に留学、ヘルシンキ大学大学院修了。日本企業勤務、語学学校校長、大学教員などを経て、2007年に、京都に暮らす外国人女性のサポートを目的に「外国人女性の会パルヨン」を設立。

2017年、外務省・国際移住機関（IOM）主催の「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ—多文化共生社会に向けて 外国人女性の生活と活躍を中心に」パネリスト等、講演活動も活発に行なっている。



＜メッセージ＞

日本に住んでいる外国人と日本を訪ねる外国人のほとんどは英語のネイティブスピーカーではありません。特に日本に住んでいる外国人の場合は、日本語の方が通じる可能性が高いです。ちょっとした工夫をすれば、日本語でも外国人と十分にコミュニケーションができます。やさしい日本語について日本の学校の国語の授業で教えられるようになれば、最も効果的です。

＜団体概要＞

外国人市民の視点を活かした生活ガイドブックの作成や、防災対策、京都マナー、「やさしい日本語」などに関する講座を開催している。

2018年に、日本人向けのガイドブック「となりの外国人とのおつきあい」を作成。

2016年に、京都市より「未来の京都まちづくり推進表彰」、2018年に、「地域力アップ推進事業者等表彰」を受賞。

第3分科会 地域日本語教育が持つべき関連分野の視座 ～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

地域日本語教育においては、日本語学習だけでなく生活相談が持ち込まれたり、通訳が必要な場面があるなど、多様な専門分野と連携することが求められます。こうした場合、日本語教育人材はそれぞれの専門家からのサポートを得るために、普段からネットワークを持っておくことが必要です。それだけではなく、そのような専門家が地域日本語教育にどのような役割を期待しているのか、日本語教育人材にどのような行動や振る舞いを望んでいるのかなどについて考えておく必要があります。そこで本分科会では、日本語教育人材以外の人たちが地域日本語教育にどのような役割を期待しているかについて議論します。

●登壇者（4名）

○ファシリテーター

菊池 哲佳（多文化社会専門職機構認定多文化社会コーディネーター、
公益財団法人 仙台観光国際協会）

○発表者

- ・麻田 友子（特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会、
京丹後市国際交流協会）
- ・門 美由紀（元 公益社団法人 埼玉県社会福祉士会
多文化共生ソーシャルワーク委員会 委員長）
- ・岩田 久美（特定非営利活動法人 国際活動市民中心（CINGA））

[第3分科会]
地域日本語教育が持つべき関連分野の視座
～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

〔進行〕

○菊池 哲佳（きくち あきよし）

一般社団法人 多文化社会専門職機構
認定多文化社会コーディネーター／事務局長
公益財団法人 仙台観光国際協会
仙台多文化共生センター長



＜プロフィール＞

公益財団法人仙台観光国際協会国際推進課所属。2000 年仙台国際交流協会に入職後、主に防災事業、外国につながる子どもの支援事業などに携わり、現在は 2019 年 6 月に仙台市が開設した「仙台多文化共生センター」のセンター長を務める。そのほか、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修講師(平成 28 年～令和元年度)、総務省「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」委員(平成 29 年度)、一般社団法人多文化社会専門職機構事務局長などを務める。

＜所属団体紹介/活動紹介＞

仙台多文化共生センターは、2019 年 6 月に開設し、仙台市からの委託を受けて仙台観光国際協会が運営しています。仙台多文化共生センターでは外国人住民からのさまざまな相談に対応するため、市民団体や弁護士会などの専門機関との連携体制の整備を進めています。また、多文化社会専門職機構は、多文化社会の問題解決に貢献できる人びとを「多文化社会コーディネーター」「相談通訳者」という専門職に認定することを通じて多文化共生社会の実現に寄与することを目的に、2017 年に設立された組織です。それぞれの組織の目的や、組織における私の立場は異なりますが、多文化社会の問題解決のための仕組みをつくるというコーディネーターの役割を担うという点で共通していると言えます。本分科会では、コーディネーターの視点から、地域日本語教育における連携・ネットワークについてお話したいと思います。

[第3分科会]
地域日本語教育が持つべき関連分野の視座
～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

〔報告者〕

○麻田 友子（あさだ ともこ）

特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会
理事



＜プロフィール＞

2008年から京丹後市国際交流協会に勤務。（現：事務局長）

2009年に日本語教室を立ち上げる。

2012年多文化共生マネージャー養成研修を受講し、自治体国際化協会から認定を受ける。

2014年に「京丹後市多文化共生推進プラン」策定の事務局を務める。文化庁地域日本語教育コーディネーター研修受講。

2016年4月の熊本地震で災害時多言語支援センターでの活動に参加。

2018年から特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会理事として、災害時外国人支援や多文化共生推進の活動にも従事。

＜所属団体紹介/活動紹介＞

特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会（通称 NPOタブマネ）では、多文化共生の推進にかかる研修や講演会を実施しているほか、各地の多文化共生マネージャーのネットワーク化を推進する事業を実施しています。

＜地域日本語教育に期待すること＞

地域の日本語教室は「日本語習得の場」でもありながら、「日本社会と外国人住民との接点」という役割もあります。外国人住民が日本語を学びながら、地域社会の中で活躍できる機会も得られるようにしていただきたいと思います。また、外国人自身も日本語教育の担い手の一人として共に日本語教育を推進していただくことも大切だと思います。単に「外国人＝日本語学習者」と見るのではなく、地域の未来を共有するパートナーとしてエンパワメント（力づけ）される場となることを期待しています。

[第3分科会]
地域日本語教育が持つべき関連分野の視座
～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

〔報告者〕

○門 美由紀（かど みゆき）

元 公益社団法人埼玉県社会福祉士会
多文化共生ソーシャルワーク委員会
委員長



＜プロフィール＞

企業勤務後、日本語教師の勉強・試験を経て国際交流協会に勤務し、地域日本語等の事業に関わる。大学院入学以降、社会的包摶や多文化ソーシャルワークをテーマに実践・研究を行う中で、学習支援・キャンプ、やさしい日本語の活動等も行ってきた。埼玉県社会福祉士会では多文化共生に向けた地域の基盤づくり、神奈川県では多文化ソーシャルワーク講座の企画・実施等に携わる。常勤・非常勤として大学で社会福祉や多文化関連の科目を担当し、8月からは再び国際交流協会に勤務。社会福祉士・精神保健福祉士・博士（社会福祉学）。

＜所属団体紹介/活動紹介＞

多文化共生ソーシャルワーク委員会は2006年に研究会として設立、隔月の研究会、年に1度の公開研修、多文化共生を目指す県内各団体との関係づくり、国際交流協会との協働、フィールドワーク等を行ってきました。研究会は誰でも参加大歓迎で、様々な領域の社会福祉士、自治体国際課の職員、NPOスタッフ、ボランティア、多文化の背景を持つ方、行政書士、研究者など毎回15名強が参加します。ケース検討や議論を通した気づき、学びを大切にしています。

＜地域日本語教育に期待すること＞

児童・高齢・障がい等社会福祉の施設、自治体、社会福祉協議会、学校等、様々な場で活動するソーシャルワーカーは、生活の困りごとを軽減・解消するために人やその周囲に働きかけたり、人と人・人と組織・組織と組織の間をつなぐ専門職として活動しています。けれども、多文化に配慮した支援については必ずしも精通しているわけではありません。一方、地域で日本語支援を行うボランタリー組織等は、外国人住民が地域で生活を営む中でのちょっとした疑問や悩みを受けとめる場でもあり、支援者は生活者、隣人としてともに寄り添い、地域の関係機関へとつなぐ役割を果たすことが多いと思います。それぞれの強みを活かしつつ、誰もが暮らしやすい地域となるよう地域でのつながりを広げ、深めていけるように、一緒に活動しませんか。

[第3分科会]
地域日本語教育が持つべき関連分野の視座
～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～

〔報告者〕

○岩田 久美 (いわた くみ)

特定非営利活動法人 国際活動市民中心(CINGA)
スペイン語相談通訳



〈プロフィール〉

大阪外国語大学イスパニア語科卒業。在日チリ大使館勤務後、JICA（国際協力機構）研修監理員として、通訳業務を担当。1992年よりフリーランススペイン語通訳として主にビジネス関連の通訳に従事。2011年、東京外大多言語・多文化教育センター「コミュニティ通訳コース」第2期修了後、2012年より外国人のための専門家相談会、弁護士事務所における相談通訳を担当し、2017年からMICかながわ医療通訳として活動。2017年12月一般社団法人多文化社会専門職機構相談通訳（スペイン語）に認定される。

〈所属団体紹介/活動紹介〉

CINGA の最大の特徴は、弁護士、日本語教師、通訳などが専門性を活かして市民活動を行っているということです。2004年に設立され、外国人相談、地域日本語、コミュニティ通訳等の分野で活動しています。

コミュニティ通訳として活動する中で、在留外国人の方々にとって地域の日本語教室が、日本語を学ぶだけでなく、問題が起こった時にまず相談できる場としての「居場所」として大事な場所になっていることがわかりました。地域に暮らす外国人住民が専門家に相談する際の通訳を行うコミュニティ通訳として、このような状況でぜひ私たちにつないでいただき、相談者の問題解決に向かって連携して協力できればと思っています。

〈地域日本語教育に期待すること〉

地域日本語教室は日本人と外国人のどちらにとっても、参加する人にとって居場所となるところです。日本語を学ぶ人たちが問題を抱えたとき、「やさしい日本語」で対応できるものもありますが、専門的なことに対しては、母語での通訳が必要になります。なぜなら本当に伝えたいことや気持ちを正確に表現できるのは母語だけだからです。そのような時に日本語ボランティアと同じように、言葉を通じて活動するコミュニティ通訳につないでいただけるよう、多くの日本語教育にかかわる方々が「つなぎ手」となってくださることを期待します。

＜2日目＞

テーマ別実践報告会報告・総括

西原 鈴子 (特定非営利法人 日本語教育研究所)

古川 智樹 (関西大学)

土井 佳彦 (特定非営利活動法人

多文化共生リソースセンター東海)

菊池 哲佳 (一般社団法人 多文化社会専門職機構,

公益財団法人 仙台観光国際協会)

日 時：令和元年10月13日（日）

15：45～16：30

場 所：京都工芸纖維大学3号館

3階0331講義室



<メモ>

文化庁の日本語教育の 主な取組



日本語教育の主な取組

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。日本語教育大会をはじめとする催しや研修、事業の成果等を公開していますので、是非御覧ください。

委員会

- 文化審議会国語分科会（一般傍聴が可能です）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/kokugo/>

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（一般傍聴が可能です）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/nihongo/>

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容・方法の充実

（カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、日本語能力評価、指導力評価）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/

※23言語に翻訳された「生活上の行為の事例」や「日本語学習ポートフォリオ」はこちらから

日本語教育事業

- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

- 日本語教育人材養成及び現職者研修カリキュラム開発活用事業

- 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

各地の取組の報告を掲載しています。平成24年度からは取組において作成された日本語学習のための教材も公開しています。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

日本語教育大会

- 日本語教育大会東京大会・京都大会

文化庁では、日本語教育の充実と推進を図るため、毎年日本語教育大会を開催しています。本年度は、以下の2か所で開催します。

- ・東京大会 9月7日（土）、9月8日（日）
- ・京都大会 10月12日（土）、10月13日（日）



配布資料及び発表資料は、文化庁ホームページで公開します。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/

日本語教育の主な取組

研 修

●地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソンとしての立場を果たすことが期待される者等に対して、地域の実情に応じ、外国人の社会参加・多文化共生社会に資する日本語教育の実施を目的とした研修を開催しています。詳細については文化庁ホームページを御覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/coordinator_kenshu/



情報サイト

●日本語教育コンテンツの総合情報サイト「NEWS」

「NEWS」(Nihongo Education contents Web sharing System)は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等（「日本語教育コンテンツ」）を横断的に検索できる情報検索サイトです。

<http://www.nihongo-ews.jp/>

情報をお寄せください！



●文化庁広報誌「ぶんかる」

文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせをWEBで公開しています。

国語課の連載「地域日本語教室からこんにちは！」では、各地で活躍する日本語学習者や日本語教育に携わる人材による日本語・日本文化・地域日本語教室の紹介を掲載しています。

<http://www.bunka.go.jp/prmagazine/>



●その他の文化庁国語課の主な取組は、こちらから御覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/

令和元年度文化庁における日本語教育関連事業 年間予定

※スケジュールや事業の対象は変更になる場合がありますので、予め御了承ください。

日時・会場等の詳細は確定次第、各事業・研修・協議会のWEBページに掲載いたします。

事業・研修・協議会等	主に対象となる方	スケジュール等
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	都道府県・政令指定都市及び都道府県又は政令指定都市が指定した、総務省が認定する地域国際化協会等	<p>＜令和元年度事業（第四・五次募集）＞ 応募開始：令和元年10月上旬 応募期限：四次：10月31日（木）、五次：11月29日（金） 結果通知：四次：11月下旬、五次：12月下旬</p> <p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年12月（予定） 応募期限：令和2年1月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修	地方公共団体及び国際交流協会等で日本語教育を担当している方	日時：令和元年8月1日（木） 場所：旧文部省庁舎
空白地域解消推進協議会	地方公共団体及び国際交流協会等で日本語教育を担当している方	日時：令和元年6月28日（金） 場所：（株）富士通総研
都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議	都道府県・政令指定都市及びそれらの地域の国際化協会において日本語教育を担当している方（一般には公開されません）	日時：令和元年10月30日（水） 場所：旧文科省庁舎
日本語教育大会（東京大会・京都大会）	日本語教育関係者及び一般	<p>【東京大会】 日時：1日目令和元年9月7日（土） 2日目令和元年9月8日（日） 場所：文部科学省</p> <p>【京都大会】 日時：1日目令和元年10月12日（土） 2日目令和元年10月13日（日） 場所：京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス</p>
地域日本語教育コーディネーター研修	次の全てに該当する者で、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会又は社会福祉協議会が推薦する者 (1)原則として、日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年程度）を有する者 (2)地方公共団体・国際交流協会・大学、日本語教育機関、NPO法人等において日本語教育プログラムの編成及び実践に携わっている者 (3)地域日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者	○ 研修Ⅰ 日時：令和元年8月29日（木）、30日（金） 場所：大阪市総合生涯学習センター第1研修室 ○ 中間報告会 日時：令和元年11月15日（金） 場所：大阪市総合生涯学習センター第6、7研修室 ○ 研修Ⅱ 日時：令和2年2月28日（金） 場所：大阪市総合生涯学習センター第1研修室
地域日本語教育コーディネーターフォローアップ研修	地域日本語教育コーディネーター研修を受講された方	日時：令和元年8月29日（木） 場所：大阪市総合生涯学習センター第1研修室
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	地方公共団体・教育機関・国際交流協会・NPO等	<p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年11月（予定） 応募期限：令和2年1月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
地域日本語教育実践プログラム	地方公共団体・国際交流協会等	<p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年11月（予定） 応募期限：令和2年1月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	地方公共団体・国際交流協会等	<p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年11月（予定） 応募期限：令和2年1月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
地域日本語教育スタートアッププログラム	地方公共団体・教育機関・国際交流協会・NPO等	<p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年11月（予定） 応募期限：令和2年2月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業	地方公共団体・教育機関・国際交流協会・NPO等	<p>＜令和2年度事業＞ 募集開始：令和元年11月（予定） 応募期限：令和2年2月（予定） 結果通知：令和2年3月（予定）</p>
日本語教育実態調査	外国人に対する日本語教育又は日本語教師養成・研修を実施している国内の機関・施設等（初等中等教育機関を除く）	<p>＜令和元年度事業＞ 調査表配布：令和元年11月（予定） 調査表回収：令和元年12月（予定） ※全国の日本語教育機関・教員・学習者の数を把握する調査です。 御協力をお願いいたします。</p>
文化庁広報「ぶんかる」 【地域日本語教室からこんにちは！】	日本語教育関係者及び一般	文化庁広報誌「ぶんかる」（WEBサイト）で「地域日本語教室からこんにちは！」連載中。 各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声を隔月でお届けしています。現在は、文化庁長官表彰【日本語教育部門】受賞者による寄稿を特集しています。応援、よろしくお願いいたします。

会場案内



京都大会 各プログラム会場案内

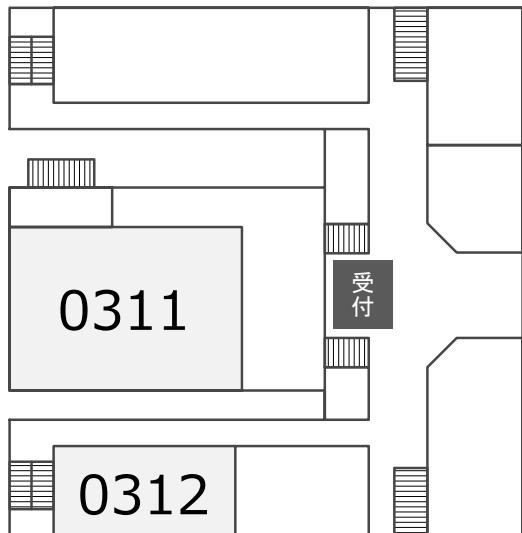
【1日目】10月12日（土）

時間	内容	会場
13:00~13:10	開催挨拶（文化庁）	3階 0331 講義室
13:10~14:15	日本語教育に関する外国人施策等について（関係省庁）	
14:15~14:35	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明	
14:35~14:50	休憩	
14:50~15:20	空白地域における日本語教室設置とコーディネーターの役割 ～徳島県における日本語教室空白地域解消推進の取組から～	
15:20~17:00	パネルディスカッション 最近よく聞くCEFって、何のこと? ～日本語教育における活用を考える～	
1日目全プログラム終了後	2日目プログラム「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」の事前申込受付	1階 0311 講義室

【2日目】10月13日（日）

時間	内容	会場
10:00~12:00	「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」	1階 0311 講義室
	文化庁日本語教育事業 パネル展	2階 0323 講義室
12:00~13:30	文化庁日本語教育事業 説明会（12:00~13:00） ①日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業 ②地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	1階 0312 講義室 2階 0321 講義室
	「IT・通信による日本語教育～ちょっとのぞいて触ってみよう！～」（12:00~13:30）	2階 0322 講義室
13:30~15:30	日本語教育テーマ別実践報告会 【第1分科会】 日本語教師・初任【就労者】に対する日本語教師の専門性とは ～その資質・能力、教育内容から考える～	2階 0321 講義室
	【第2分科会】 「やさしい日本語」で発信！ ～全国各地に広がる「やさしい日本語」の取組から考える日本語教育人材にできること～	3階 0331 講義室
	【第3分科会】 地域日本語教育が持つべき関連分野の視座 ～多文化共生・ソーシャルワーク・通訳の各分野が期待すること～	1階 0312 講義室
15:30~15:45	休憩	
15:45~16:30	テーマ別実践報告会報告・総括	3階 0331 講義室

1階



▶0311講義室

10/12

- ・2日目プログラム「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」の事前申込受付

10/13

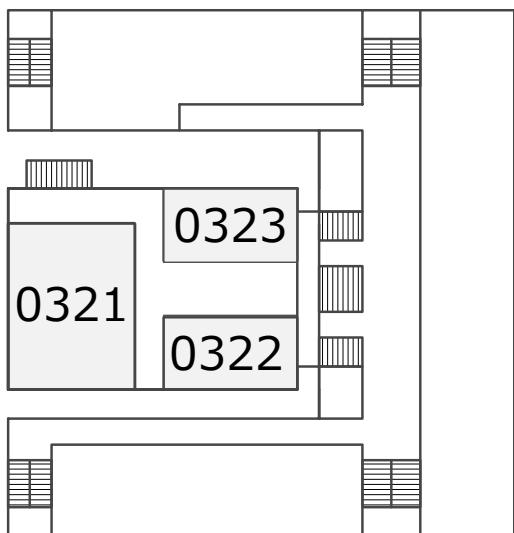
- ・「日本語教育人材のキャリアパス～現場で活躍する先輩に直接聞いてみよう！」

▶0312講義室

10/13

- ・文化庁日本語教育事業 説明会
(①日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業)
- ・日本語教育テーマ別実践報告会（第3分科会）

2階



▶0321講義室

10/13

- ・文化庁日本語教育事業 説明会
(②地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)
- ・日本語教育テーマ別実践報告会（第1分科会）

▶0322講義室

10/13

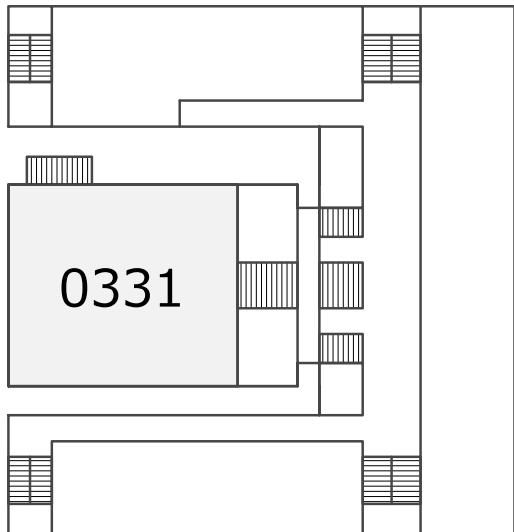
- ・「IT・通信による日本語教育～ちょっとのぞいて触ってみよう！～」

▶0323講義室

10/13

- ・文化庁日本語教育事業 パネル展

3階



▶0331講義室

10/12

- ・1日目全プログラム

10/13

- ・日本語教育テーマ別実践報告会（第2分科会）
- ・テーマ別実践報告会報告・総括

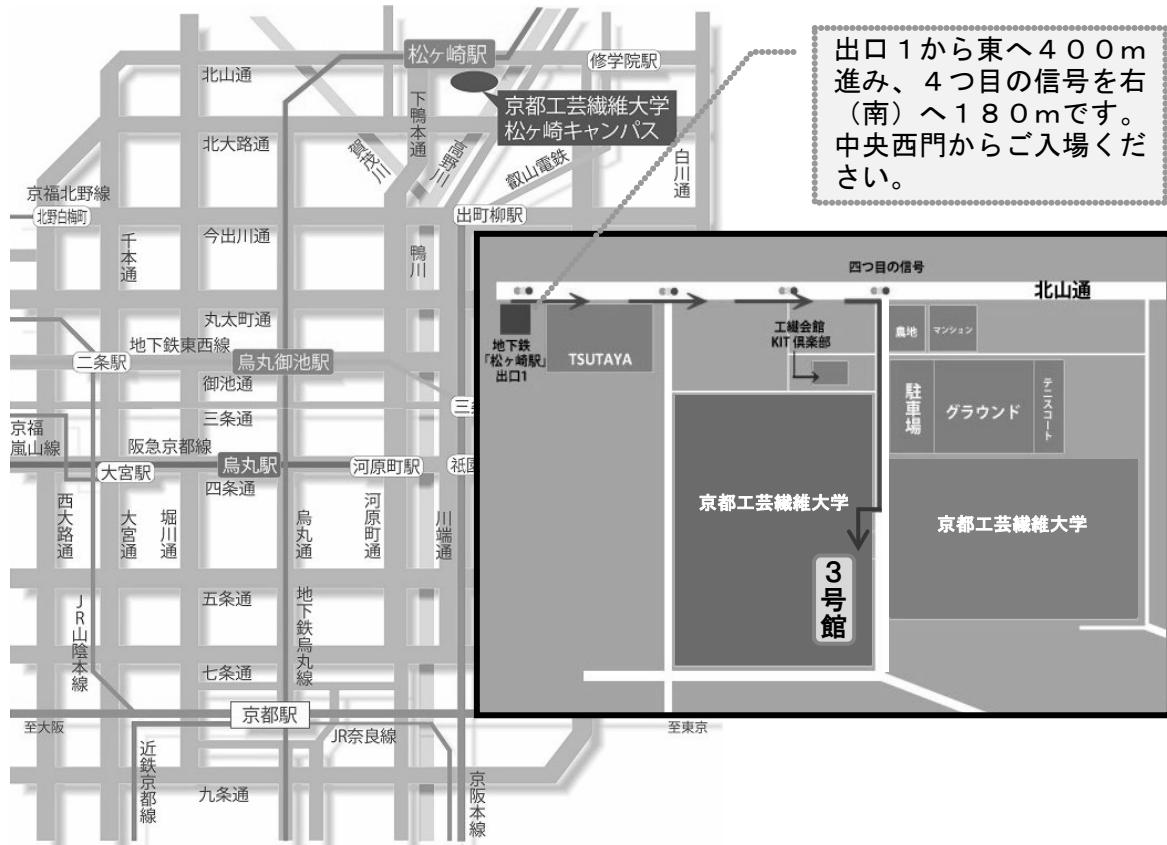
京都大会（10月12日・13日）会場案内図

【会場】

京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 3号館
(京都市左京区松ヶ崎橋上町)

【最寄り駅の御案内】

地下鉄烏丸線「松ヶ崎」	出口1	徒歩8分
-------------	-----	------



【飲食の御案内】

10月12日（土）は11時30分～14時まで食堂は営業しています。13日（日）は食堂の営業は行っていませんが、教室にてお持ち込みの飲食は可能です。

